

能登町こども計画

令和8年3月

能登町

はじめに

本町では、これまで平成 27 年度より5ヵ年をひと期間とする「能登町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、前計画では、地域の宝であるこども達の笑顔と成長を地域全体で育むことが大切であるとの考えに立ち、子育て支援対策を推進してまいりました。しかしながら、令和元年末からのコロナ禍による地域のつながり弱体化に加え、令和6年の地震と豪雨による大規模災害により、地域コミュニティがより一層弱まることとなりました。



このような状況において、町復興計画にある「次世代が希望を持てる持続可能なまち 共に創る復興」を進めて行くためには、町全体で能登町の未来を担うこどもや若者を育み、子育てしやすいまちづくりを進めて、将来の担い手を育成していかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、こども・若者の次世代の目線に立った施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの子ども・子育て支援事業計画に、こどもの貧困対策や若者への取り組みを包含した「能登町こども計画」を策定することとしました。

この計画は「こども・若者の笑顔と未来を ともに創るまち 能登町」を基本理念に、はぐくむ・まもる・よりそう・つくるの4つのテーマごとに分類して、こども達と若者の健やかな育ち・暮らしを支援する施策を、より効率的・効果的に町ぐるみで推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「能登町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じてご意見をいただきました町民の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も計画の推進に向けご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月
能登町長 吉田 義法

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の対象	2
6 これまでのこども・子育て支援の取り組み	3
第2章 こどもと子育てを取り巻く現状	5
1 統計的にみる本町の現況	5
2 子育て支援事業の現況等	13
3 多様なこどもたちの状況	18
4 ニーズ調査等からみた現状	21
5 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	45
第3章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
2 基本目標と施策の体系	51
第4章 基本目標ごとの推進施策	53
基本目標1 こども・若者の育ちと学びを整え からだとこころを【はぐくむ】	53
基本目標2 こども・若者・子育て世代の 安全・安心を【まもる】	56
基本目標3 若者・子育て世代の暮らしを支え【よりそう】	59
基本目標4 子育てしやすく 健やかなまちを【つくる】	62
第5章 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定	63
2 量の見込みの推計の手順	64
3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと提供体制	65
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	66
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	73
第6章 計画の推進に向けて	74
1 推進体制	74
2 計画の進行管理	74
資料編	75
1 能登町子ども・子育て会議設置要綱	75
2 能登町子ども・子育て会議委員名簿	76
3 計画策定経過	77

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では急速な少子化の進行に加え、就労環境や社会状況の変化に伴い、子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、所得の二極化や実感としての経済状況の悪化により、社会的な閉塞感が生まれ、子どもや若者世代に多様な影響を及ぼしています。

本町においても、町民の多様な保育・子育て支援ニーズに応えるべく、平成27年3月に「能登町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2年度から6年度を計画期間とする第2期計画を策定するなど、子ども・子育て支援施策の総合的な推進に取り組んできました。

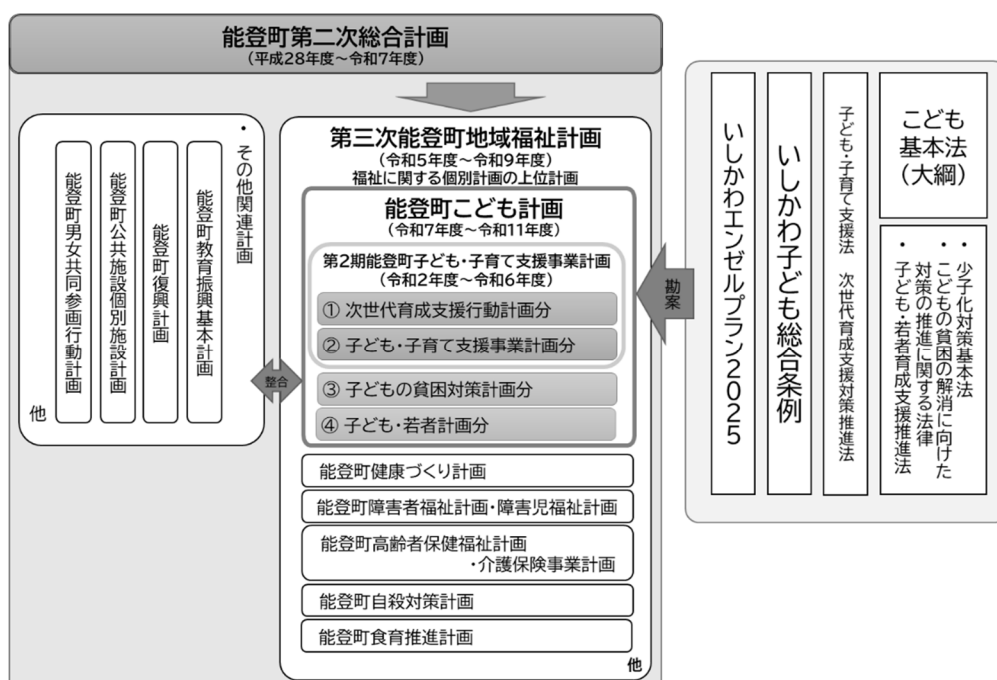
一方で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震や近年の物価上昇の影響により、子どもたちの安心・安全な生活の確保や、保育・教育環境の整備、若者世代への生活支援が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今回の計画改訂では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」に加え、子どもの貧困やヤングケアラーへの支援、若者世代の意見の反映といった視点を盛り込んだ「こども計画」の要素を新たに加え、「第1期能登町こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)」として、今後本町が推進する施策を体系的に整備するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」かつ「こども基本法」第13条第1項に基づく「こども計画」として、国の定めた基本方針に即し策定するものです。

また、「能登町第二次総合計画」ならびに「第3期能登町創生総合戦略」及び「能登町復興計画」を上位計画として位置づけるとともに、現在策定中の能登町第三次総合計画や関連する既存計画との整合性を図りながら推進していきます。



3 計画期間

本来であれば、本計画は、令和6年度中に令和7年度を始期として策定する予定でしたが、令和6年能登半島地震の対応を優先する必要があったことから、令和7年度の保育の量の見込みや提供体制の確保の内容、また各種の実施対応時期等については、令和6年度の状況を踏まえた臨時的な対応としました。そのため令和8年度に改めて本計画を策定するにあたり、次年度以降の計画関係事務の円滑化を考慮して、計画期間は令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。

なお、事業の進捗を踏まえ、計画期間の中間年にあたる令和9年度に計画の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期能登町子ども・子育て支援事業計画	令和6年能登半島を踏まえた臨時対応					
	能登町こども計画【本計画】					
	策定		★ 中間見直し		策定	次期計画

4 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議等における協議等

本計画の策定にあたっては、第2期計画の実施状況を点検・評価するとともに、子育て中の当事者の意見やこどもを取り巻く環境及び町の実情を踏まえ、町民や学識経験者、関係機関の代表者などで組織する「能登町子ども・子育て会議」において内容等の協議を行いました。

また、町民から広く意見を求めるため、本計画の案を公表し、パブリックコメントを実施しています。

(2)各種アンケート調査の実施

こども・若者への支援や子育て支援に関するニーズや当事者の意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生の保護者を対象とした「子育て支援に関するアンケート」、小学5年生・中学2年生と各その保護者を対象とした「生活実態調査」及び 15 歳から 39 歳までの若者世代を対象とした「若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

5 計画の対象

本計画は、こども・若者と子育て家庭を主な対象としながら、その支援や周囲の環境形成に関わる地域社会、関係団体及び関係機関等についても言及しています。本計画における「こども」とは、生まれる前から概ね 18 歳(成人)に至るまで、「若者」とは社会的な成長過程にあるとされる 30 歳代までの年齢層を対象としています。

【本計画における「こども」「子ども」双方の表記について】

こども基本法(令和4年法律第 77 号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。本計画においても、それに倣い「こども」と表記をしますが、「子ども・子育て支援法」等他の法令に根拠がある語、また固有名词として使用されている名称等については、「子ども」の表記を使用します。

6 これまでの子ども・子育て支援の取り組み

近年の少子化対策は、平成2年に日本の合計特殊出生率が 1.57 を記録し、少子化への危機感が社会に広まった「1.57 ショック」を契機としたエンゼルプランからはじまり、平成 15 年の少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法に基づく、総合的な施策が講じられてきました。

また、平成 24 年に子ども・子育て関連3法が成立し、新たな子育て支援対策に取り組むこととなりました。

本町においても「次世代育成支援行動計画」に引き続き「子ども・子育て支援事業計画」、そして「こども計画」の策定に至っています。

年次		内容
平成6年	12月	「エンゼルプラン」作成
平成 11 年	12月	「新エンゼルプラン」作成
平成 14 年	1月	新しい「日本の将来推計人口」公表
	5月	少子化対策に関する総理大臣の指示
	9月	「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
平成 15 年	3月	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ
	7月	「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法改正法」成立
	9月	「少子化社会対策基本法」制定
平成 16 年	3月	「少子化対策大綱」策定
平成 17 年	3月	能登町 町制施行 「能登町次世代育成支援前期行動計画」策定
平成 19 年	12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定
平成 22 年	1月	子ども・子育て新システム検討会議発足 「子ども・子育てビジョン」策定
	3月	「能登町次世代育成支援後期行動計画」策定
	6月	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」決定
平成 24 年	3月	「子ども・子育て新システムの基本制度」決定
	8月	「子ども・子育て関連3法」可決
平成 26 年	7月	「放課後子ども総合プラン」策定
	11月	「まち・ひと・しごと創生法」可決
	12月	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定
平成 27 年	3月	「少子化社会対策大綱」の策定 「第1期能登町子ども・子育て支援事業計画」の策定
	4月	「子ども・子育て支援新制度」の施行
平成 28 年	6月	「ニッポン一億総活躍プラン」の策定

年次		内容
平成 29 年	3月	「働き方改革実行計画」策定
平成 30 年	4月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
	9月	「新・放課後子ども総合プラン」の策定
令和元年	5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
	10月	幼児教育・保育の無償化の開始
令和2年	11月	「子供の貧困対策に関する大綱」決定
	3月	「第2期能登町子ども・子育て支援事業計画」策定
	5月	「第4次少子化社会対策大綱」策定
	10月	「子供の貧困対策に関する大綱」改訂
	12月	「全世代型社会保障改革の方針」策定 「新子育て安心プラン」公表
令和3年	4月	「子供・若者育成支援推進大綱(第3次)」決定
	5月	「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正
	7月	「子ども・子育て支援新制度の見直しに関する基本方針」決定
	12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
令和4年	6月	「子ども・子育て支援法施行令の一部改正」施行
	12月	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
令和5年	3月	「こども・子育て政策の強化について(試案)」公表
	4月	「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行
	9月	「子ども・子育て支援に関する新たな財政支援策」発表
	12月	「こども大綱」決定
令和6年	5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正 「子ども・子育て支援金制度」創設
令和8年	3月	「第1期能登町こども計画」策定

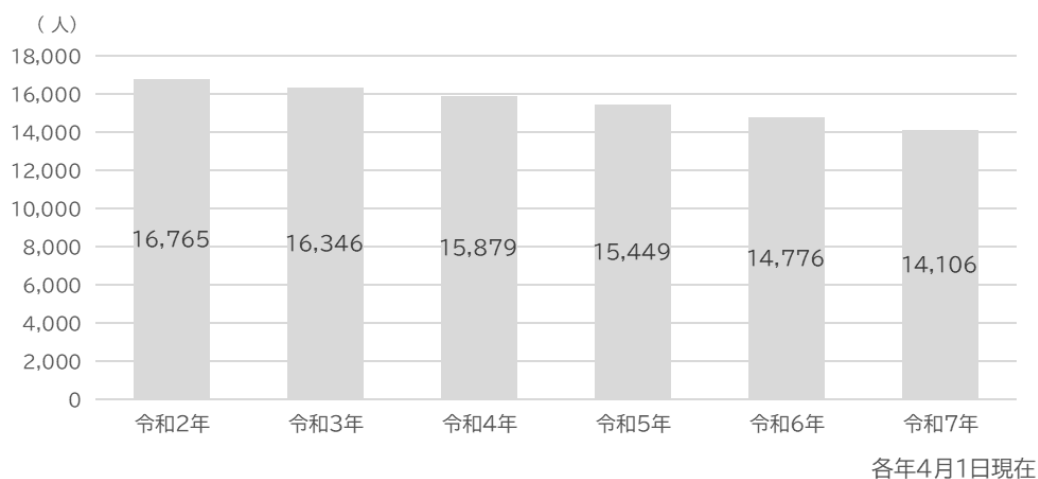
第2章 こどもと子育てを取り巻く現状

1 統計的にみる本町の現況

(1)人口の推移

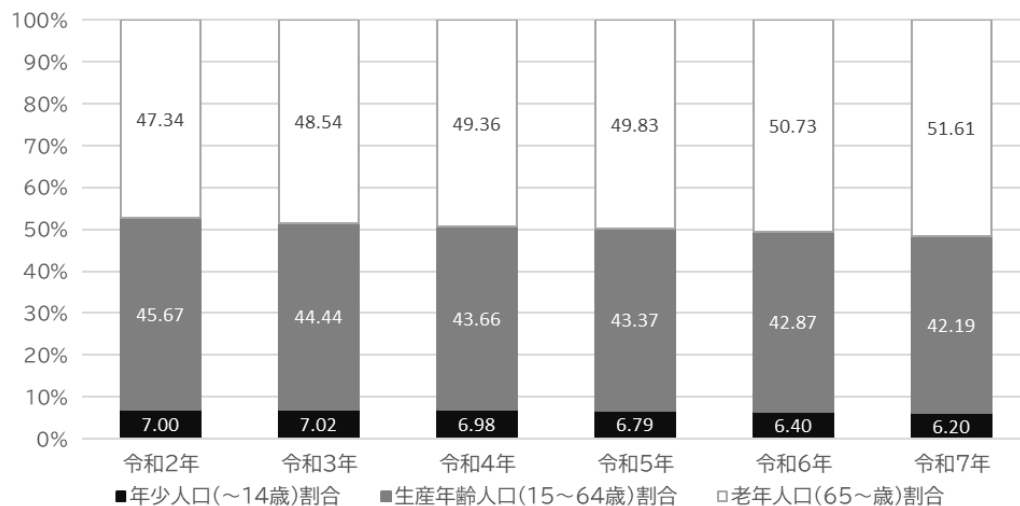
本町の人口は継続的に減少しています。令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口は14,106人で、第2期計画がスタートした令和2年と比較すると、約16%の減少となっています。

■住民基本台帳人口の推移



年齢別(三区)人口の割合は老年人口(65歳以上)が増加を続けており、令和6年には半数を超えています。しかしこれは、老年人口自体が増加しているわけではなく、比較的人口のボリュームの大きい世代の年齢が上がっていくことによって、総体的に老年人口が増加して見えることによるところが大きくなっています。

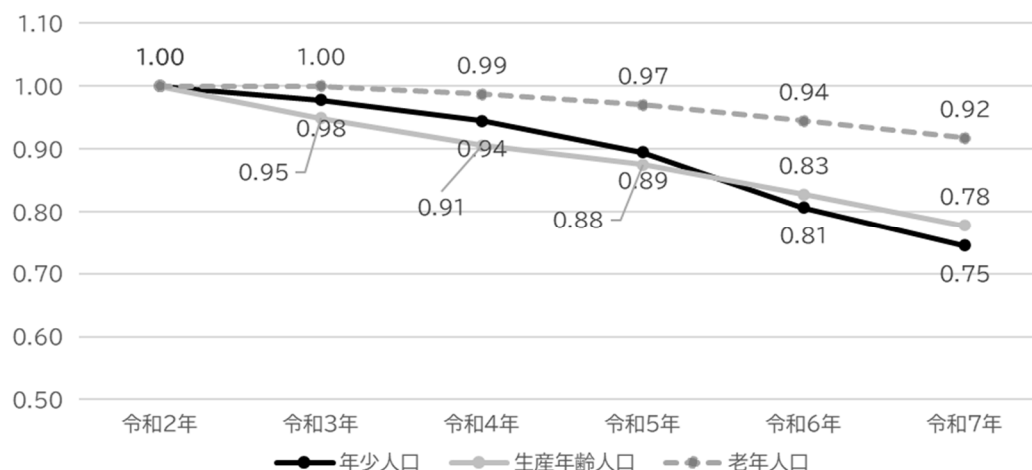
■住民基本台帳人口における三区人口割合の推移



令和2年の各世代別の人口を1と置いた場合、その後の推移は下のグラフのとおりです。

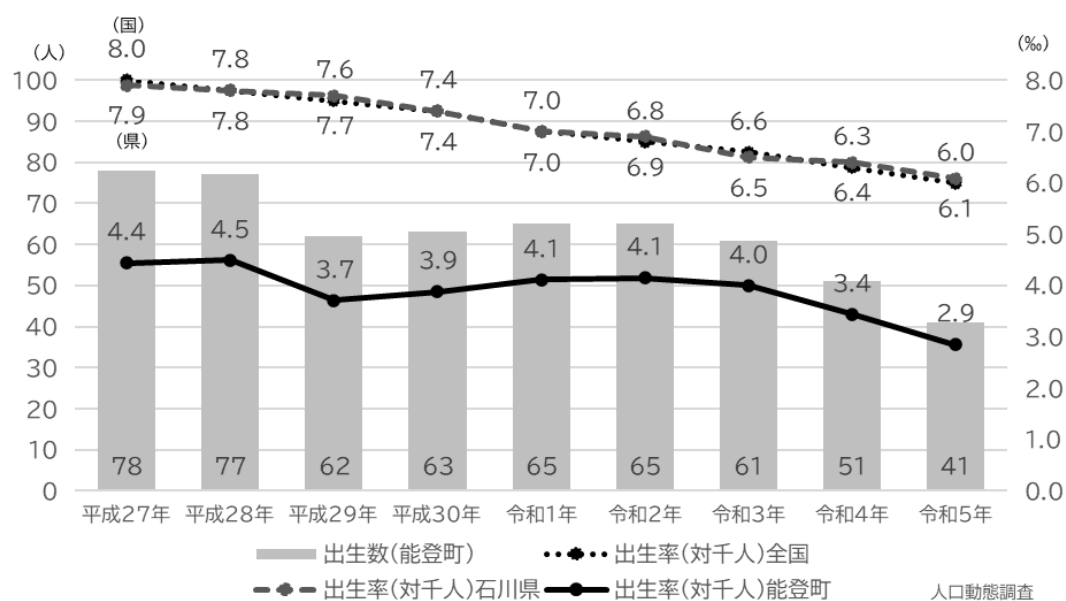
令和5年までは生産年齢人口の減少傾向が強く見えてましたが、令和6年以降は年少人口が急激に減少しています。これは出生数の急激な低下が影響していると見られます。

■三区分人口の推移(令和2年を1とした場合)



出生数及び出生率は平成 29 年以降若干増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた令和3年以降、急激に低下しています。

■出生数及び出生率の推移

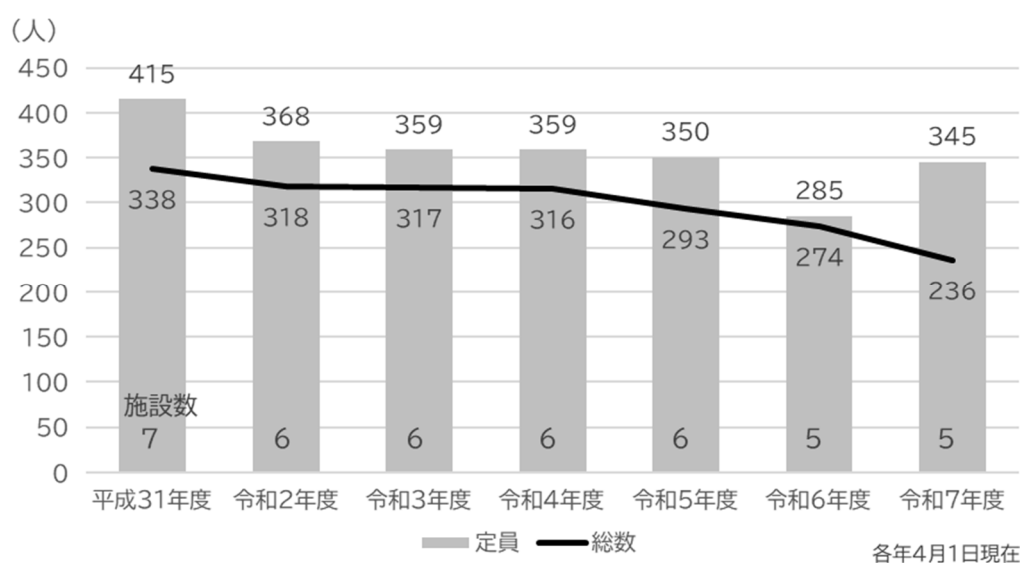


(2)こどもの保育・教育の現況

認定こども園の入所人員の推移は減少を続けており、令和7年度当初では236人となっています。施設については前計画の期間中も統合・整理を継続し、7か所から5か所へと変化していますが、定員については令和5年度の水準に近い整備を行っており、ニーズに応じ児童を受け入れる環境を整えています。

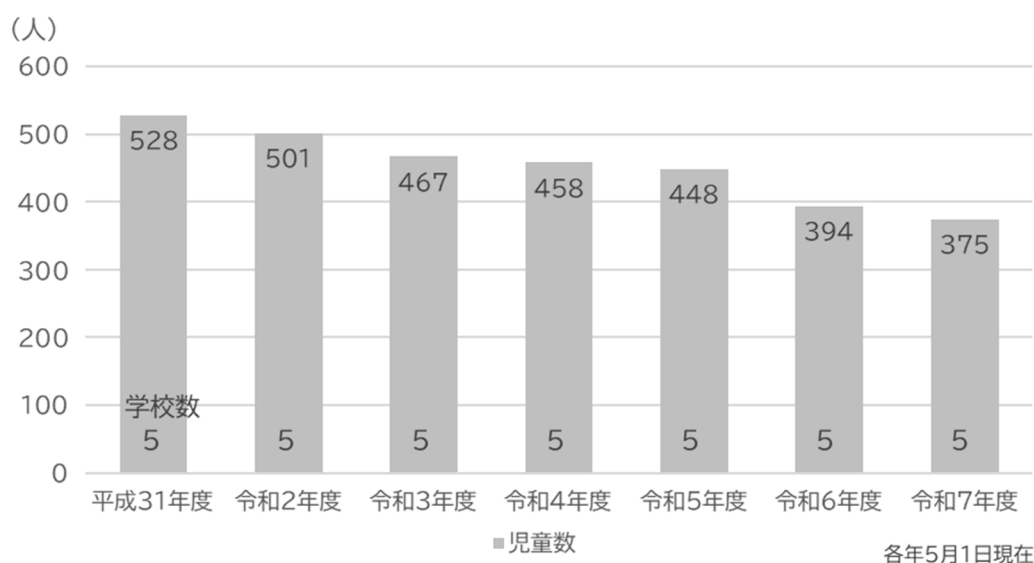
令和6年度の定員数が減少しているのは、令和6年能登半島地震により、町立しらさぎ保育所が閉鎖となったためです。

■保育施設の定員・入所児童数の推移



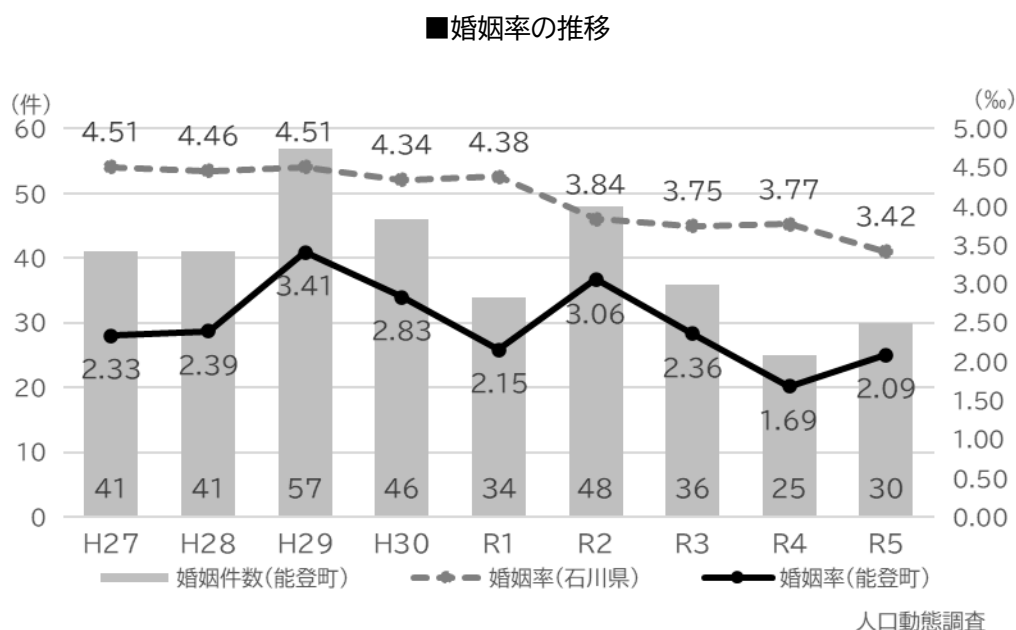
小学校児童数は減少を続けています。令和2年度から3年度、5年度から6年度にかけて、段階的に減少する時期が見られます。これは卒業する児童が多いところに、入学する児童が少ないという、学年人数の差が目立って出ている時期となります。

■小学校の児童数・学校数の推移

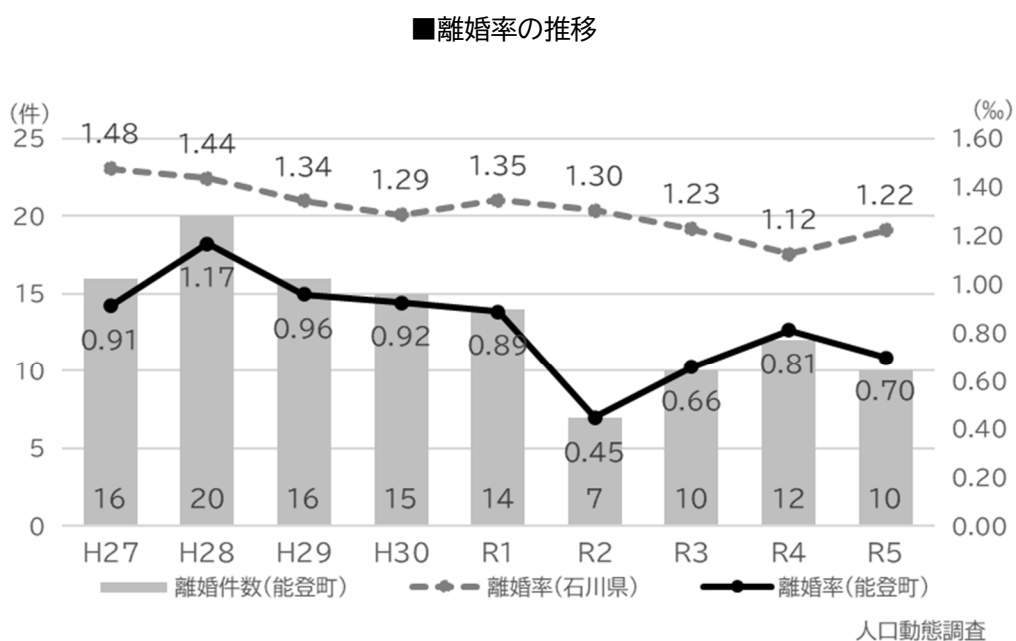


(3) 婚姻・離婚や世帯の状況

婚姻率の推移は、県内全体値に比べて、低い値となっています。対象数が少ないため、割合としては大きく増減しているように見えますが、やや微減傾向にあるというところです。

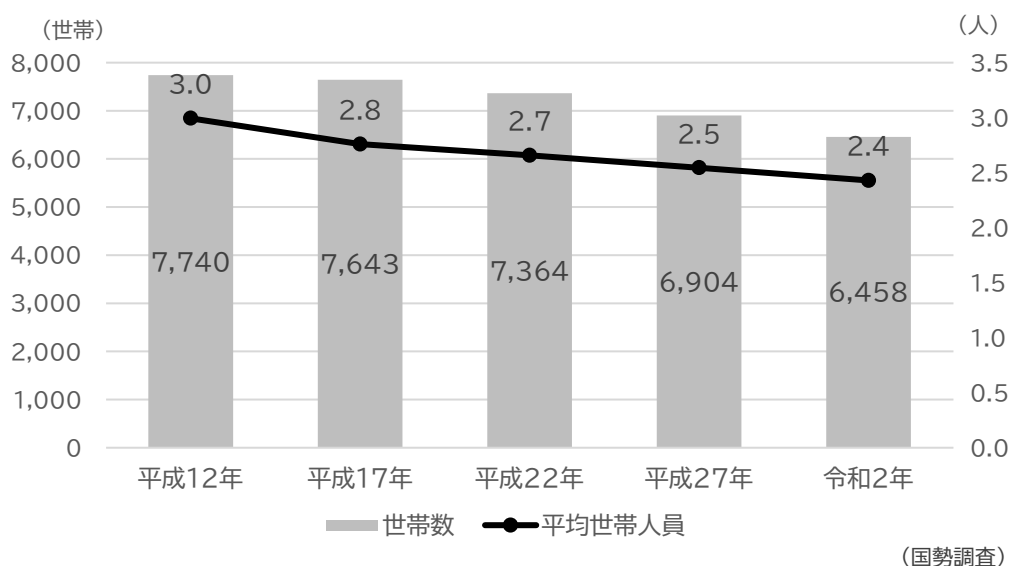


離婚率もまた、県内全体値に比べて低い値となっています。離婚率は全国的に見ても近年低下傾向にあります。本町においては、対象数が少ないため増減が激しく見えますが、わずかに減少傾向にあります。



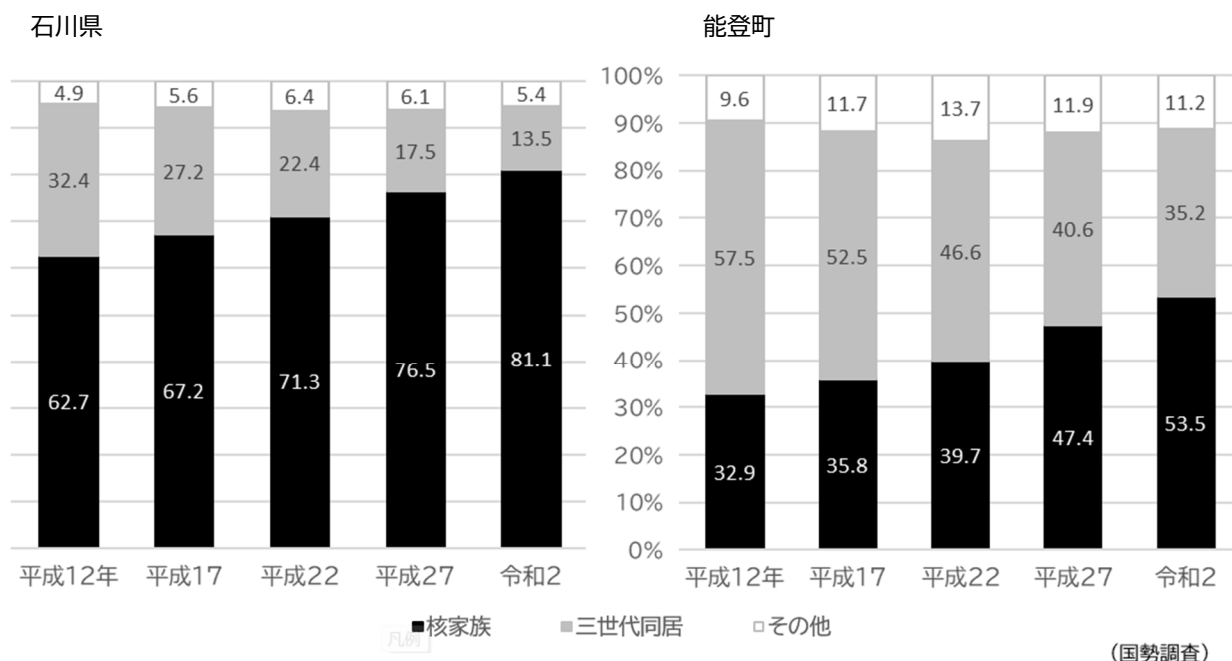
世帯数も減少が続いており、令和2年には 6,458 世帯となっています。
 世帯あたりの平均世帯人員も減少が続いており、同じく令和2年には 2.4 人となっています。

■世帯数及び1世帯あたりの平均世帯人員の推移



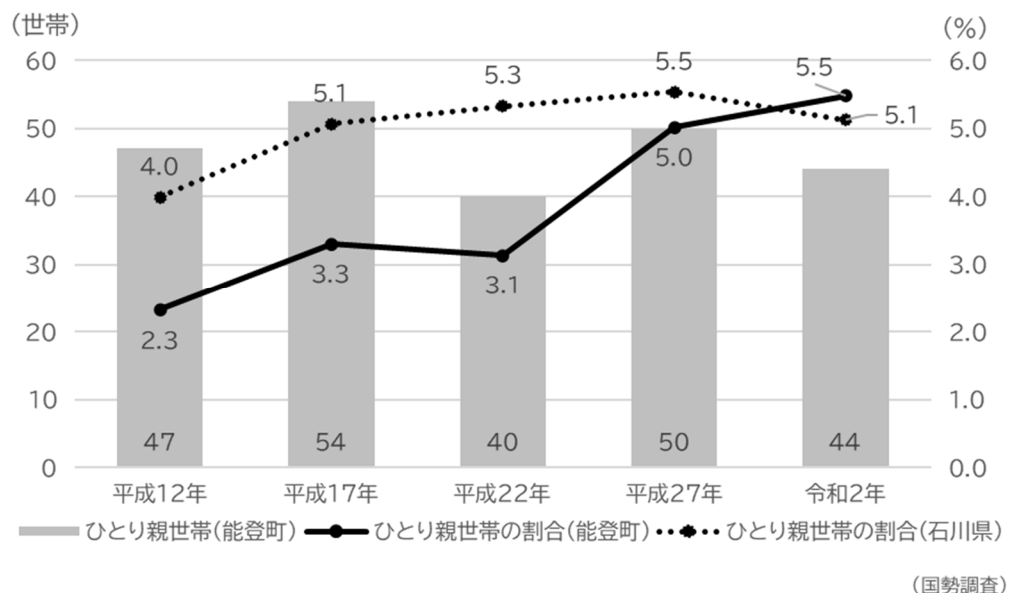
18 歳未満の子どもがいる世帯の家族構成については、本町の場合には三世代同居家族が多いことが特徴です。とはいえ核家族世帯の占める割合は徐々に増加し、令和2年調査では、本町においても5割を超えました。

■18 歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移



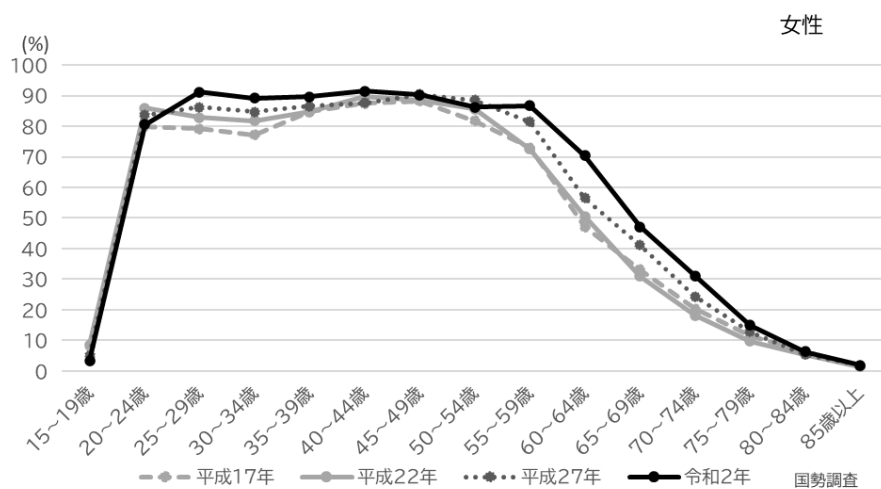
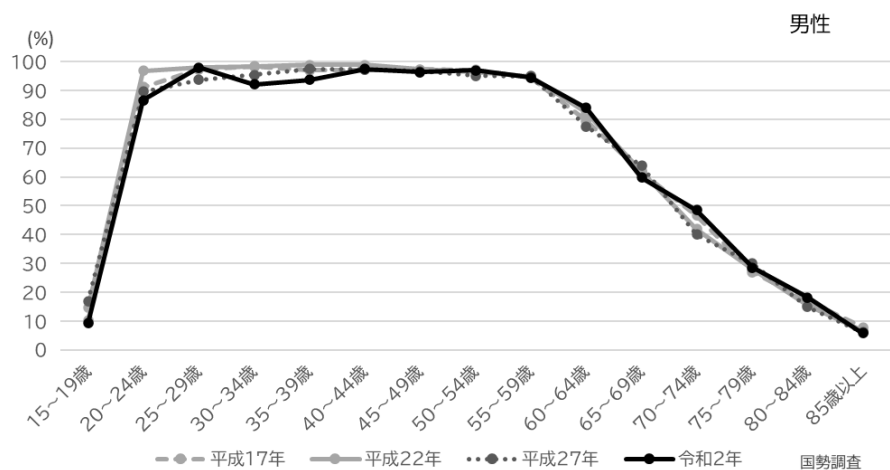
18 歳未満の子どものいる世帯のうち、本町では世帯数減少の影響もあり、ひとり親世帯の割合が増加しているように見えます。一方、県の平均値としては、平成 27 年から令和2年にかけて、割合は減少しています。

■18 歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合



本町の年齢別労働力率の推移を見ると、男性は近年、30代の労働力率が低下していますが、これが育児休業等によるものかは不明です。女性は20代から30代の労働力率が増加し、いわゆるM字カーブがほとんどなくなっていることに加え、55歳以上の高齢層の労働力率の上昇が顕著です。

■年齢別労働力率の推移



男性

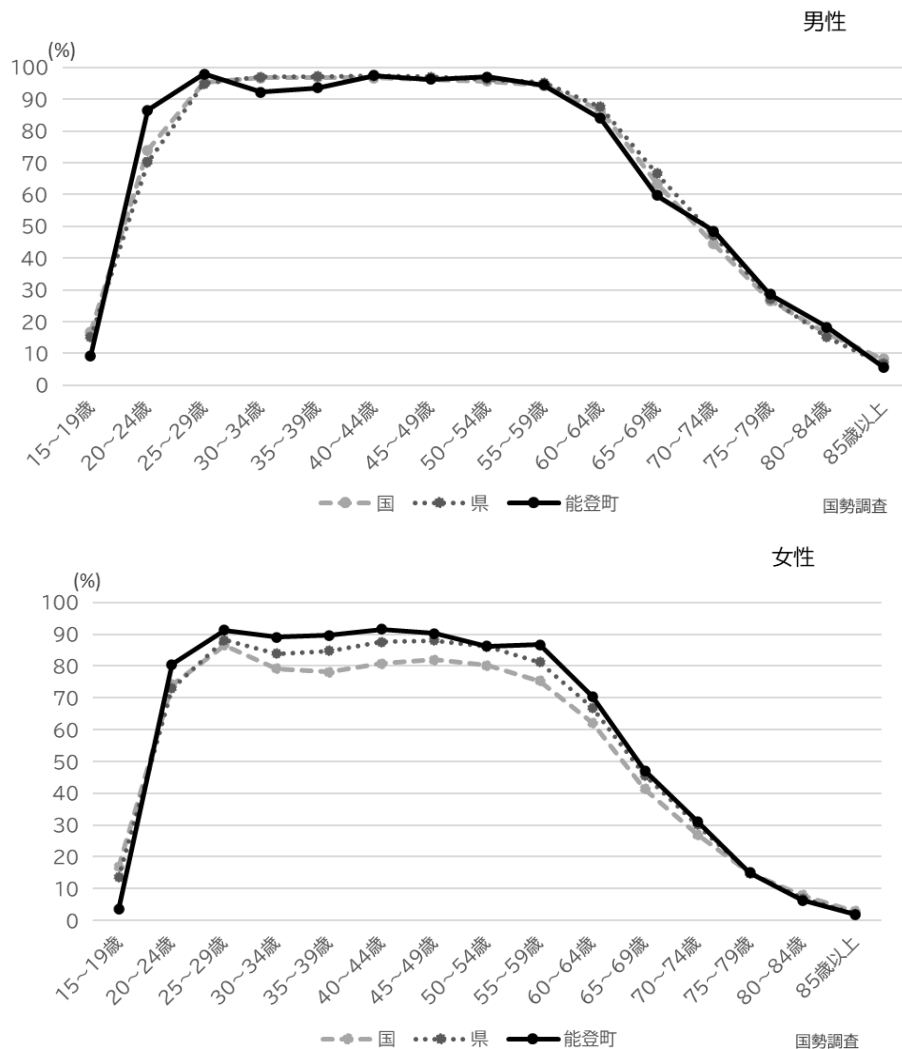
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	10.2	14.6	17.0	9.3
20~24歳	91.1	96.8	89.5	86.5
25~29歳	97.2	97.9	93.7	97.9
30~34歳	98.4	98.2	95.4	92.1
35~39歳	97.0	98.8	97.4	93.6
40~44歳	97.1	98.8	97.3	97.4
45~49歳	97.3	97.3	96.7	96.3
50~54歳	97.1	96.5	95.1	97.0
55~59歳	94.6	94.9	94.9	94.5
60~64歳	79.5	82.2	77.5	83.9
65~69歳	61.6	62.0	63.8	59.7
70~74歳	46.6	41.9	39.9	48.5
75~79歳	27.0	27.9	30.0	28.6
80~84歳	17.1	15.6	14.9	18.2
85歳以上	7.8	6.5	6.2	5.8

女性

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	8.4	8.6	5.2	3.5
20~24歳	79.9	86.0	83.7	80.5
25~29歳	79.2	82.9	86.2	91.2
30~34歳	77.1	81.8	84.7	89.1
35~39歳	84.9	84.7	86.6	89.7
40~44歳	87.4	89.8	87.6	91.5
45~49歳	88.2	88.5	90.3	90.3
50~54歳	81.8	85.7	88.5	86.2
55~59歳	73.1	72.6	81.4	86.7
60~64歳	47.2	50.6	56.5	70.4
65~69歳	33.2	30.9	41.2	47.1
70~74歳	20.3	18.2	24.4	31.1
75~79歳	11.5	9.8	12.9	15.0
80~84歳	6.2	5.5	5.4	6.3
85歳以上	1.6	1.5	1.8	1.9

また、令和2年の状況を国・県と比較して見ると、男性は20代前半の労働力率が高く、30代は低いこと、女性は20代から70代前半までの広い範囲で国・県よりも高いことが特徴です。女性の場合は石川県全体が国より高い割合を示していますが、本町の場合には概ねそれ以上の水準となっています。

■年齢別労働力率の国・県との比較



男性	国	県	能登町
15~19歳	16.7	15.1	9.3
20~24歳	74.0	70.2	86.5
25~29歳	95.4	94.9	97.9
30~34歳	96.8	97.0	92.1
35~39歳	96.9	97.1	93.6
40~44歳	96.8	97.3	97.4
45~49歳	96.3	97.0	96.3
50~54歳	95.6	96.3	97.0
55~59歳	94.3	95.2	94.5
60~64歳	86.5	87.6	83.9
65~69歳	63.5	66.6	59.7
70~74歳	44.5	47.1	48.5
75~79歳	26.7	27.3	28.6
80~84歳	16.2	15.1	18.2
85歳以上	8.3	6.7	5.8

女性	国	県	能登町
15~19歳	16.8	13.5	3.5
20~24歳	74.2	72.9	80.5
25~29歳	86.6	88.1	91.2
30~34歳	79.1	83.8	89.1
35~39歳	78.1	84.8	89.7
40~44歳	80.8	87.5	91.5
45~49歳	82.0	88.1	90.3
50~54歳	80.2	86.0	86.2
55~59歳	75.3	81.2	86.7
60~64歳	62.2	66.9	70.4
65~69歳	41.3	45.7	47.1
70~74歳	26.9	30.1	31.1
75~79歳	14.9	14.9	15.0
80~84歳	7.8	6.9	6.3
85歳以上	2.9	2.2	1.9

2 子育て支援事業の現況等

(1) 保育施設及び入所児童の現況

■保育施設の状況(令和7年度)

(資料:健康福祉課)

施設名	定員 (人)	サービスの実施状況								定員 充足 率(%)
		延長 保育	0歳児 保育	1歳児 保育	2歳児 保育	障害児 保育	休日 保育	一時 預かり	病後児 保育	
うしつ 保育所	145		● 6ヶ月～	●	●	●		●		76.4
鵜川 保育所	45		● 6ヶ月～	●	●	●		●		51.1
柳田 保育所	75		● 6ヶ月～	●	●	●		●		42.7
松波 こども園	50	●	● 6ヶ月～	●	●	●		●		90.0
小木 こども園	30	●	● 6ヶ月～	●	●	●		●		96.7

※●印はサービスを実施している認定こども園(保育所)

■認定こども園(保育所)の個所数と定員の推移

(資料:健康福祉課)

年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
公立	施設数	4	4	4	4	3	3
	定員	270	270	270	270	260→265	265
私立	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	98	89	89	80	80	80
計	施設数	6	6	6	6	5	5
	定員	368	359	359	350	285→345	345

※町立ひばり保育所・町立しらさぎ保育所は、令和6年度より町立うしつ保育所(仮設園舎)に統合、令和6年9月に町立うしつ保育所新園舎完成に伴い、年度内に定員数を変更。

■保育サービス等の利用状況(人)

(資料:健康福祉課 各年4月1日現在)

年度 種別・年齢別			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1号	3～5歳	教育認定	5	3	3	0	1	2
2号	3～5歳	保育認定	203	198	189	172	178	160
3号	0歳		11	8	11	9	2	8
	1歳		52	47	58	46	43	19
	2歳		47	60	51	66	46	49
計			318	316	312	293	270	238

児童数の減少に伴い、保育所に入所する児童の数も減少傾向にあります。

(2) 保育施設における各種事業の現況

■一時預かり事業(幼稚園型・1号認定の児童が対象)

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	0	0	0	0	0

■一時預かり事業(幼稚園型以外・未就園児が対象)

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	31	15	40	36	22

■延長保育事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	35	29	26	21	0

※令和6年度は震災の影響のため受け入れを中止

■病児・病後児保育事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	0	0	0	0	0

(3) 子育て支援施設の現況

■こども家庭センター

名称	開設場所
能登町こども家庭センター	健康福祉課

※令和6年4月1日開設

※子育て世代包括支援センター、子育て相談すくすくを内包

■児童館・児童センター

名称	開設場所	開設時間
こどもみらいセンター	宇出津タ字 46 番地 1	【4月1日～9月 30 日】 9:15～17:30 【10 月1日～3月 31 日】 9:15～17:00
まつなみキッズセンター	松波 13 字 50 番地 2	10:00～18:00

■地域子育て支援拠点事業の施設一覧(連携型)

名称	開設場所
こどもみらいセンター	宇出津タ字 46 番地 1

(4) 放課後児童クラブの現況

■放課後児童クラブ一覧

名称	所在地	開設場所	開設時間
ノーム児童クラブ	宇出津タ字 46 番地1	こどもみらいセンター	平日 (放課後～18:00) 長期休暇 (8:00～18:00)
くぬぎ児童クラブ	鵜川 18 字 25 番地 28	鵜川小学校内	平日 (放課後～18:00) 長期休暇 (8:00～18:00)
ささゆり児童クラブ	柳田礼部1002番地1	柳田小学校敷地内	平日 (放課後～18:00) 長期休暇 (8:00～18:00)
松波こども園つくし組	松波8字2番地1	松波こども園	平日 (放課後～18:30) 長期休暇 (7:00～18:30)
小木こども園すみれ組	小木4字 59 番地	小木こども園	平日 (放課後～18:30) 長期休暇 (7:00～18:30)

※小木こども園すみれ組は令和3年度に開設

■放課後児童健全育成事業利用者数の推移

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(人)	83	104	124	106	102
実施場所(箇所)	4	5	5	5	5

※夏季休業期間の利用人数(年間最大数)

利用人数としては概ね横ばいですが、児童数の減少を鑑みると、利用率は増加していることがわかります。

(5) その他の地域子ども・子育て支援事業の現況

■利用者支援事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施場所(箇所)	1	1	1	1	1

※本町では基本型のみを実施

■地域子育て支援拠点事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	2,678	2,596	2,538	3,028	3,114
実施場所(箇所)	1	1	1	1	1

■妊婦健康診査

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診人数(人)	798	517	551	378	368

■乳児家庭全戸訪問事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実訪問人数(人)	72	54	58	34	33

■養育支援訪問事業

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	9	6	4	3	2

■子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

(資料:健康福祉課)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	0	0	0	0	0

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

(資料:健康福祉課)

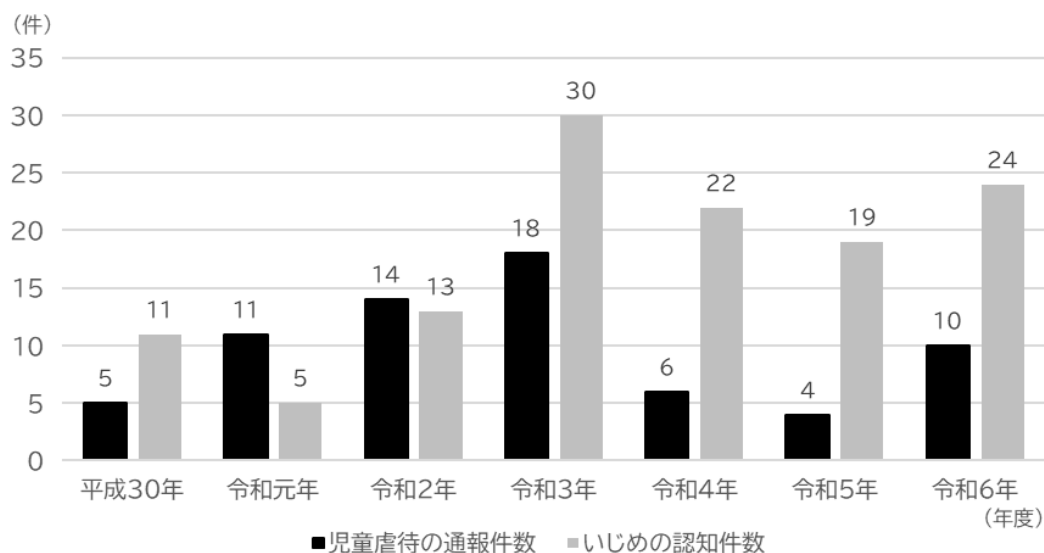
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	0	0	0	0	0
うち、未就学児	0	0	0	0	0
うち、小学生	0	0	0	0	0
延べ世帯数(戸)	0	0	0	0	0

3 多様なこどもたちの状況

(1)こどもたちを取り巻くトラブルについて

■児童虐待の通報件数及びいじめの認知件数

(資料:七尾児童相談所、健康福祉課、教育委員会)

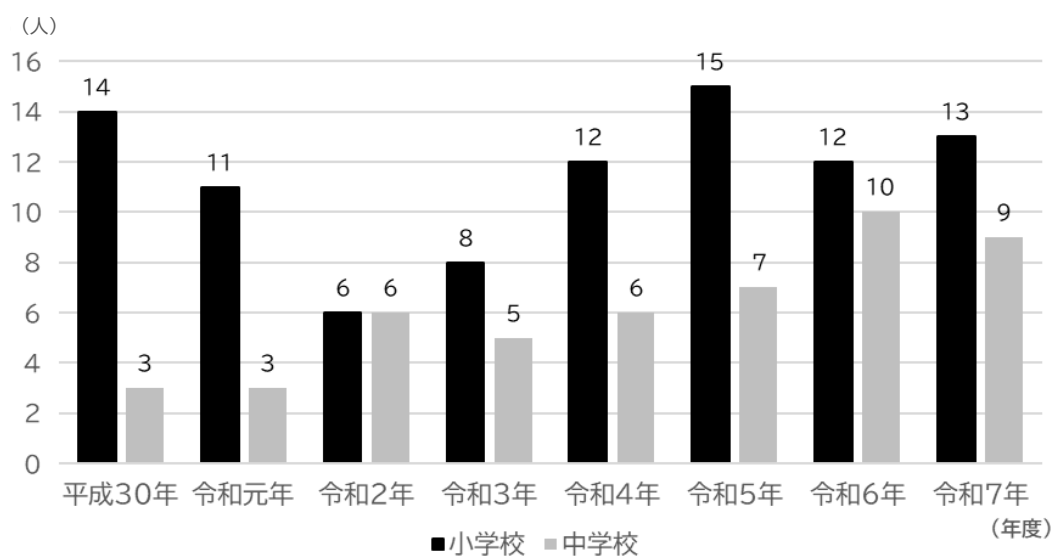


児童虐待の通報件数、いじめの認知件数ともに、年により波があります。

虐待通報件数は、令和4年度以降やや少なくなっていますが、逆にいじめの認知件数については増加しています。

(2)こどもたちの多様性について

■特別支援学級に在籍する児童生徒の人数(資料:教育委員会 各年4月1日現在)



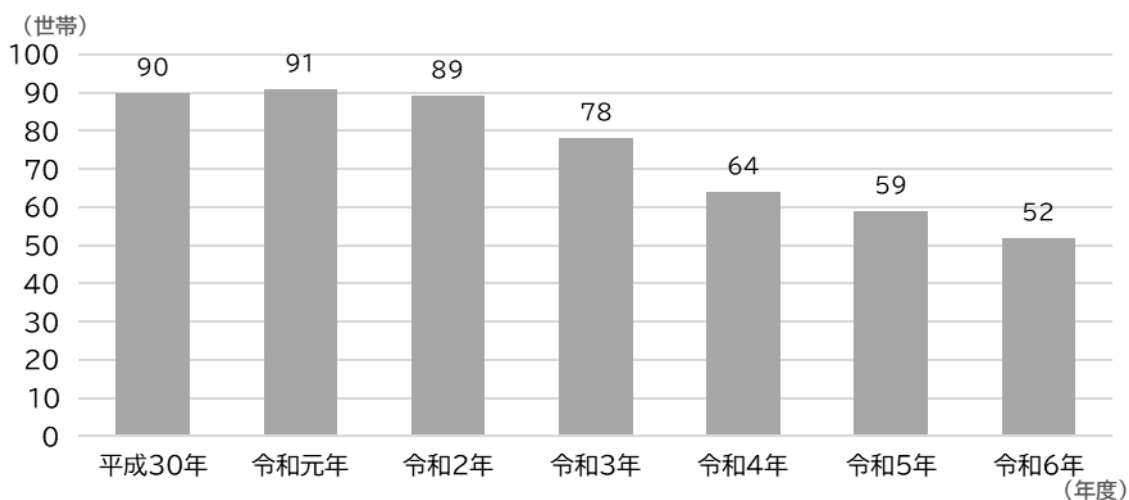
特別支援学級に属する児童生徒の数は、小学生では波があり、中学校では増加傾向にあります。小学生についても、児童数そのものが減少傾向にあることから、全体に占める割合としては増加がみられます。

■外国籍児童生徒数の推移(資料:教育委員会)

過去5年間から現在において、外国籍児童生徒は2名のみです。

(3)経済的な状況について

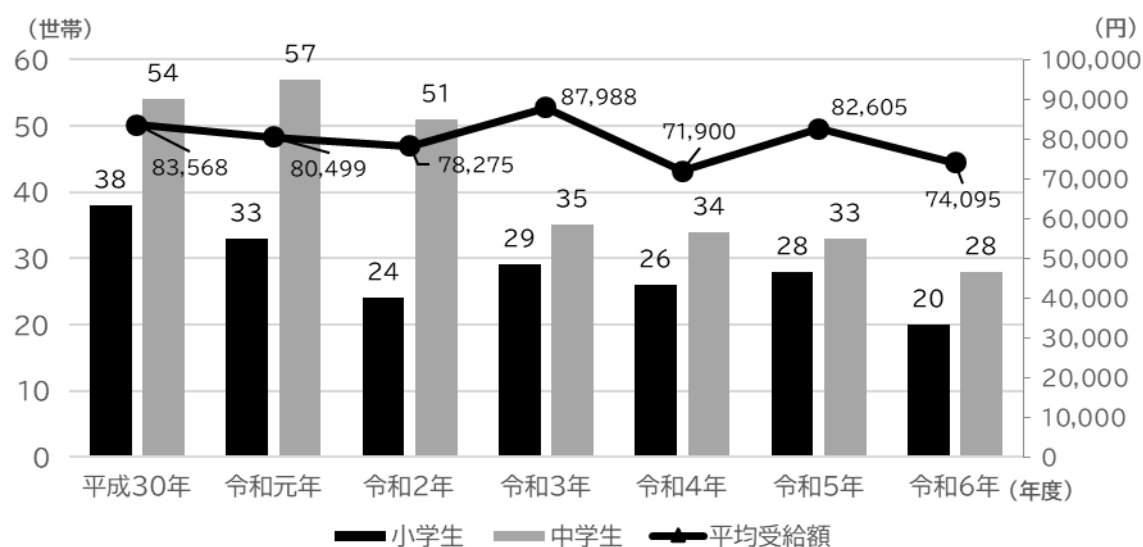
■児童扶養手当受給世帯数の推移(資料:健康福祉課)



児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡など、様々な理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(受給資格世帯＝ひとり親家庭)に支給される手当です。所得に応じ制限される場合があることから、全世帯が対象となるものではありません。

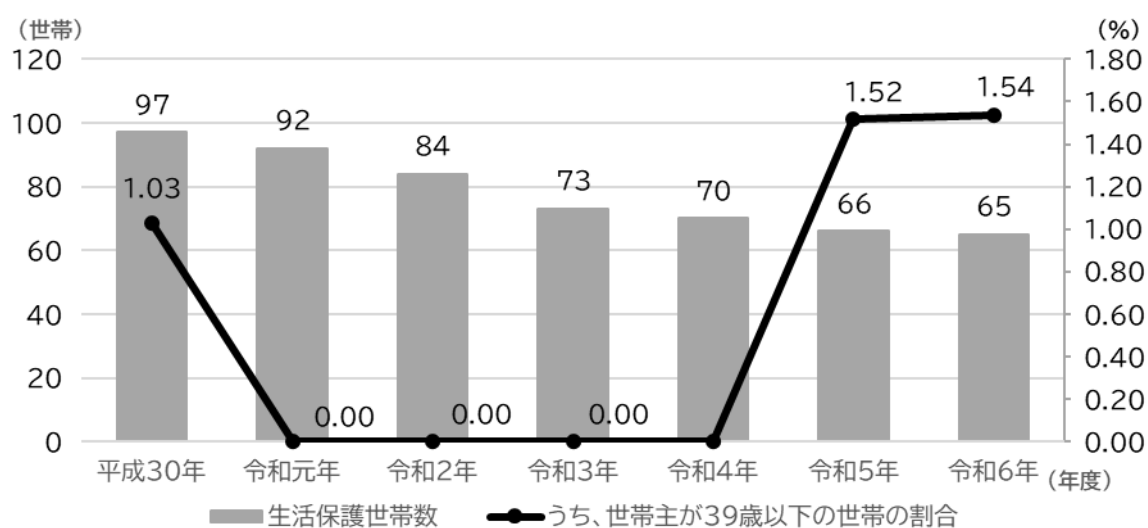
受給世帯数は減少傾向にありますが、これは町の世帯総数そのものが減少していることによるものと考えられます。

■就学援助の受給児童生徒数、平均受給額の推移(資料:教育委員会)



受給者数は、近年小学生では増減しながら概ね横ばいの状態にあり、中学生は減少傾向となっています。近年物価が上昇傾向にあるなか、平均受給額については大きな変動は見られません。

■生活保護世帯数の推移(資料:健康福祉課)



生活保護受給世帯数は減少傾向にありますが、こちらは町内の世帯数の減少の影響と推測されます。世帯主が39歳以下の世帯割合は低く、世帯数としては平成30年度、令和5年度、令和6年度のいずれも1件となっています。また、平成30年度の生活保護世帯には18歳未満の世帯員がいましたが、その後生活保護世帯に同様の未成年は含まれていません。

4 ニーズ調査等からみた現状

本町では計画の改訂に先立ち、こども・若者への支援に関するニーズや当事者の意向等を把握するため、令和7年7月～8月にかけ、アンケートを実施しました。

これは、従来「子ども・子育て支援事業計画」策定の際に実施してきたものと同様の就学前児童及び小学生の保護者を対象とした子育て関係事業に係るニーズ調査（Ⅰ）に加え、今回新たに小学5年・中学2年の児童生徒とその保護者を対象とした「生活実態調査」及び15歳～39歳までの若者世代に対する現況調査（Ⅱ）となっています。

調査の内容は、Ⅰについては国から示された教育・保育の事業量及び子育て支援事業の事業量を推計するための調査項目と、町独自の支援策を盛り込んだ調査項目、Ⅱについてはこども計画策定に係る、若者世代の生活や現況に関する調査項目からなっています。

■アンケート調査の実施概要

Ⅰ 子育て支援事業に係るニーズ調査(子ども・子育て支援事業計画分)

調査の対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
抽出台帳	全数(長子配布)	
標本(抽出)数	189	372
調査方法	認定こども園経由(発送・回収とも)	学校経由(発送・回収とも)
回収数	182	255
回収率	96.3%	68.5%

Ⅱ 生活や現況に係るアンケート調査(こども計画分)

調査の対象	児童生徒		保護者		15～39歳
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	
抽出台帳	学齢簿				住民基本台帳より 無作為抽出
標本(抽出)数	全数				1,000
調査方法	オンライン		学校経由(発送・回収とも)		郵送法(発送・ 回収とも)
回収数	47	72	98 (小39、中57、不詳2)		147
回収率	82.5%	93.5%	73.1%		14.7%

■調査結果の見方

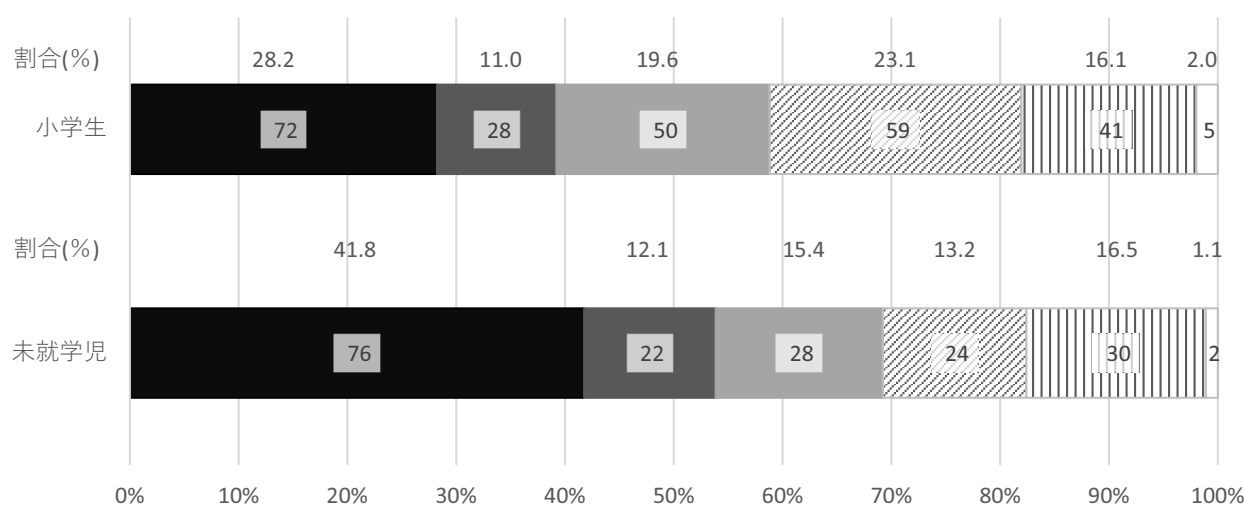
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・本文中の設問の選択肢及びその他の自由記載で長文のものは、簡略化している場合があります。

(1) ニーズ調査について

問1 在住地区(単数回答)

■ 宇出津地区 ■ 鵜川地区 ■ 柳田地区 ■ 松波地区 ■ 小木地区 □ 不明・無回答

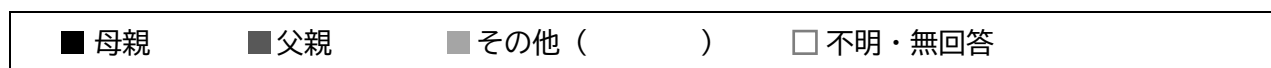
(小学生 n=255、未就学児 n=182)



■小学生では「宇出津地区」「松波地区」の回答が多くなっていますが、未就学児と比べて偏りは小さくなっています。

■未就学児では「宇出津地区」の回答が他の地区の倍以上となっており、在住地区に偏りがあります。

問2 こどもから見た回答者の続柄（単数回答）



（小学生 n=255、未就学児 n=182）



■小学生・未就学児ともに、回答者のほとんどは母親です。

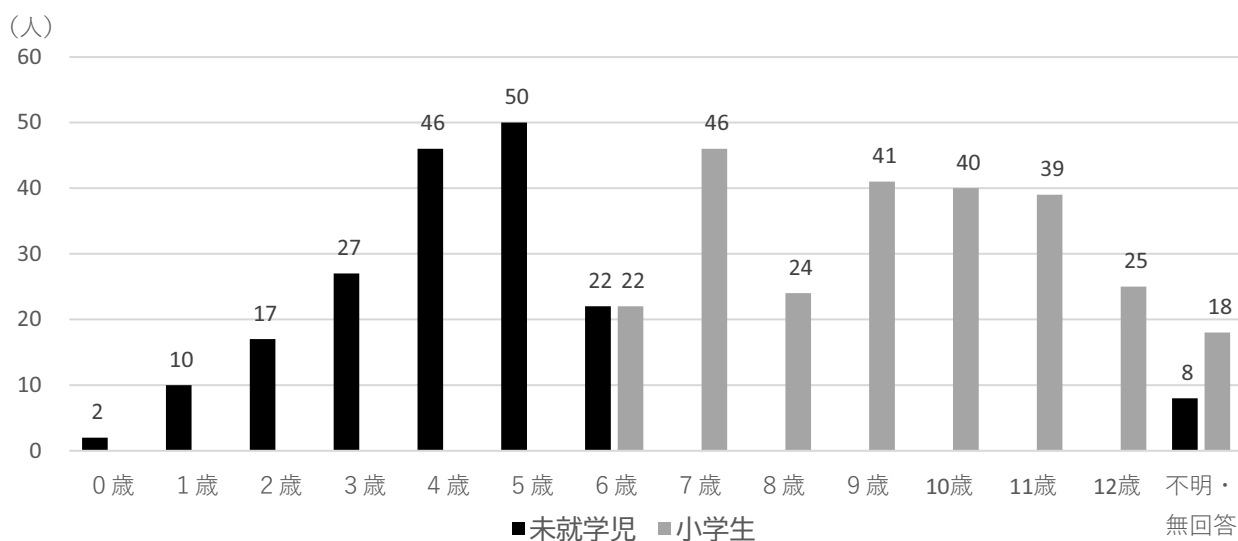
■小学生には「その他」と回答した人が2人おり、いずれも詳細は「祖母」と記載されています。

問4 対象のこどもの生年月は。（数値による回答）

（小学生 n=255、未就学児 n=182）

※記載された年月から、年齢を算出してグラフ化しています。

※年齢は調査時点現在です。

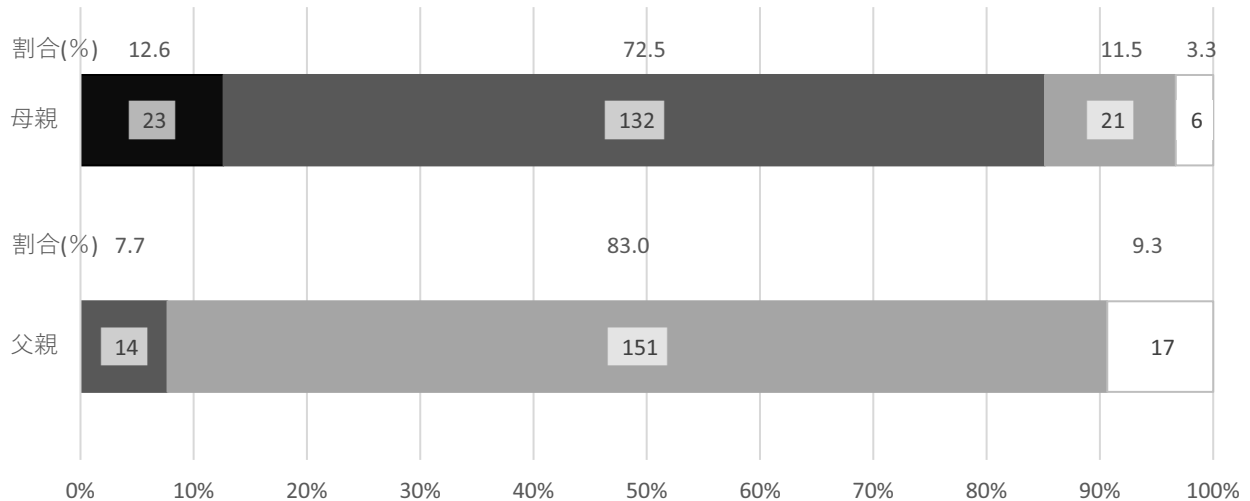


■4歳児以上のこどもの保護者の回答が多くなっています。

問12 対象のこどもが生まれたとき、父親・母親は、それぞれ育児休業を取得したか。

■ もともと就労していなかった ■ 取得した(取得中である) ■ 取得していない □ 不明・無回答

(n=182)



■母親は132人(72.5%)、父親は14人(7.7%)が取得しています。令和5年度雇用均等基本調査の結果によれば、父親の育児休暇の取得率は30.1%となっており、本町の取得率はそれを下回っています。また、女性も84.1%※となっています。

※在職中の女性の割合であり、こどもを持つ女性や出産後の女性の中の割合ではない。

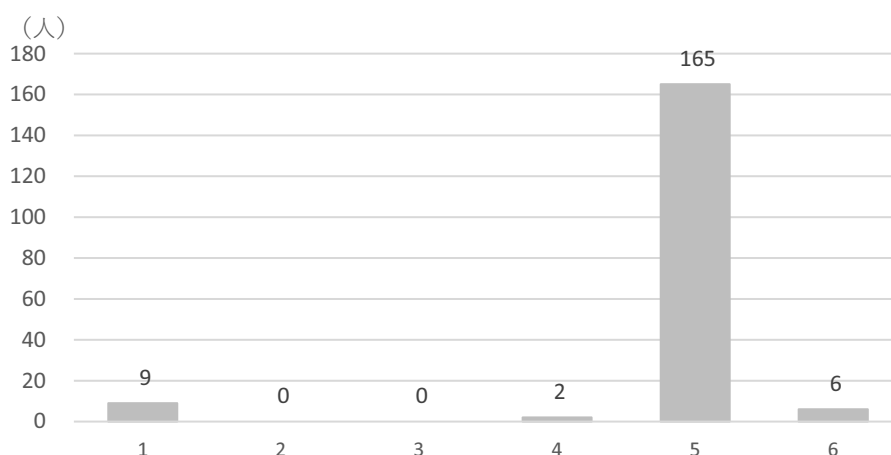
■男性の育児休業については、制度そのものがなかったり、前例がないことなどから取得できない雰囲気であったりと、父親本人の希望に関わらず取得できていない可能性もあります。父親自身に育児参画を促すだけでなく、地域社会全体へ向けた周知活動や取り組みも必要です。

問 16 対象のこどもについて、不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）で不定期的に利用している施設・サービスは。

※「日常的な幼稚園・保育施設等の利用」をのぞく。（複数回答）

- 1 一時預かり（保育園などで一時的に子どもを保育するサービス）
- 2 ファミリー・サポート・センター（会員登録した地域住民が子どもを預かるサービス）
- 3 ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）
（児童養護施設等で休日、夜間に子どもを預かるサービス）
- 4 その他（ ）
- 5 利用していない
- 6 不明・無回答

(n=182)



■ほとんどの人が「5 利用していない」と回答しており、165 人(90.7%)にのびります。

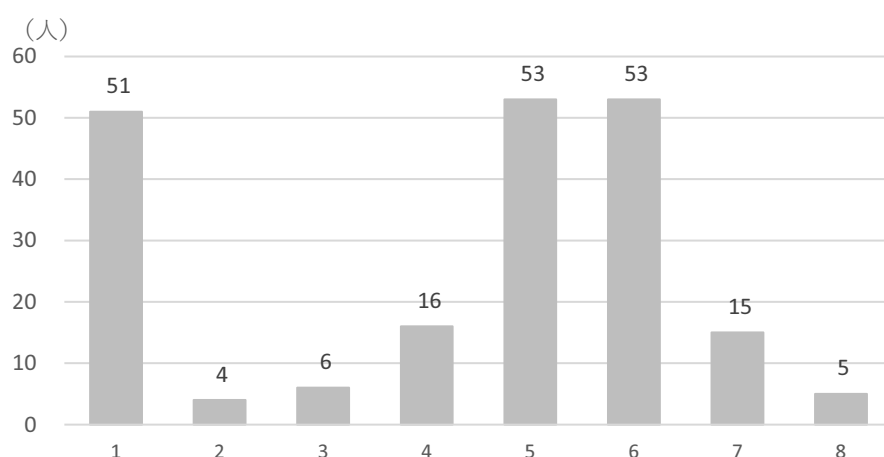
■「1 一時預かり」と回答した人は9人います。

■その他を選択した人は2人いますが、具体的な利用先については記載がありませんでした。

**問 16-1 問 16 で「5. 利用していない」に○をつけた人のみ
利用していない理由は。(複数回答)**

- 1 身近に利用したい施設・サービスがない
- 2 施設・サービスの質に不安がある
- 3 施設・サービスの利便性(立地、利用時間等)がよいくない
- 4 利用料がかかる
- 5 預かってくれる施設・サービスの内容がわからない
- 6 施設・サービスを利用する必要がない
- 7 その他()
- 8 不明・無回答

(n=165)

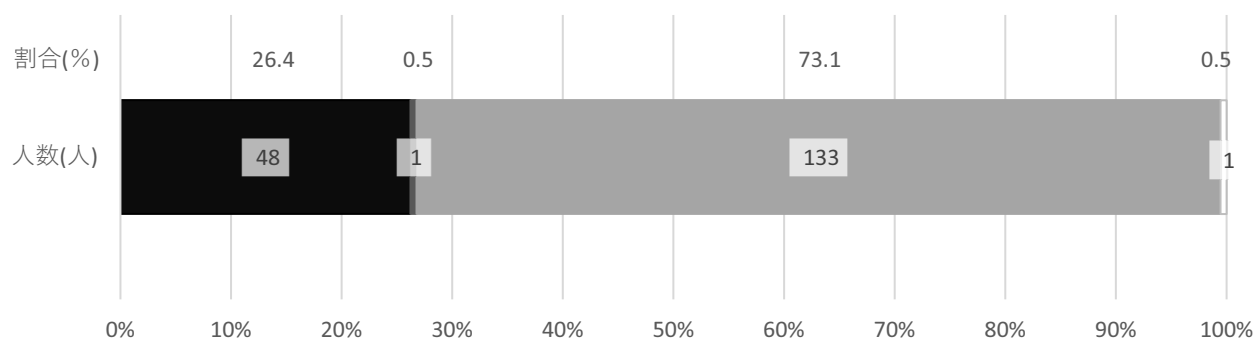


- 「6 施設・サービスを利用する必要がない」と回答している人は 53 人(32.1%)います。
- 必要がない以外の人、ニーズがあるにも関わらず利用していないととらえると、そうした人は 112 人と想定されます。そのうち主な理由としては、「5 預かってくれる施設・サービスの内容がわからない」「1 身近に利用したい施設・サービスがない」を挙げる人が多くなっています。
- 「2 施設・サービスの質に不安がある」「3 施設・サービスの利便性(立地、利用時間等)がよいくない」という、個別施設に対する具体的な理由があると思われる回答をした人ものべ 10 人います。
- 「7 その他」と回答した人は 15 人おり、うち祖父母や家族が見る、または自分が休むといった、「6 利用する必要がない」に類する内容を記載した人が 8 人います。しかし、うち 1 人は「何とかやりくりしているが今後正直厳しい」と回答しています。そのほか、「無いから、あっても利用条件が厳しいから」「産後ホテルがあるとうれしいと思った。一週間ほどでも助かると思う」「変なニュースも多いので、あまり信用出来ないため。他人が信用できない」といった声が挙がっています。

問 21 現在、対象の子どもと一緒に子育て支援ルームを利用しているか。(複数回答)

- 児童センターの子育て支援ルームを利用している
- 認定こども園の子育て支援ルームを利用している
- 利用していない
- 不明・無回答

(n=182)



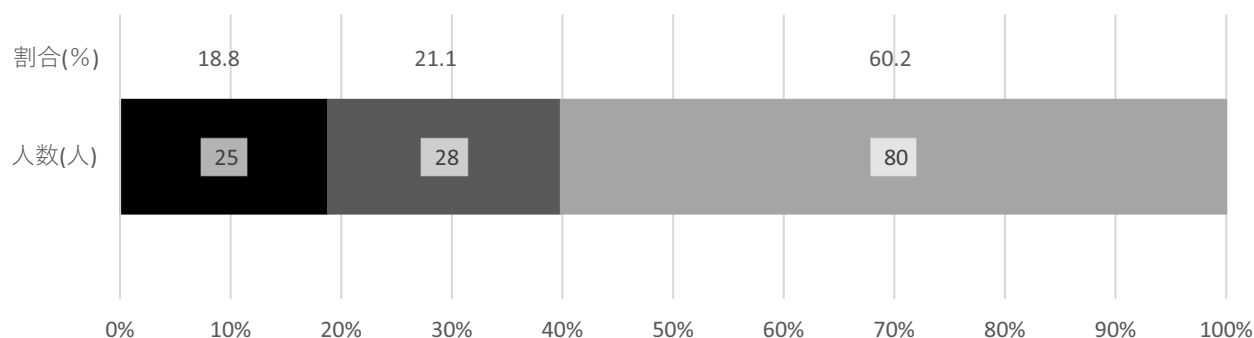
■ 利用していないと回答した人が最も多く、133 人(73.1%)です。

■ 認定こども園の子育て支援ルームの利用ニーズが少ないのは、既に認定こども園を利用しているためと想定されます。

**問21-3 問21で「3. 利用していない」に○をつけた人のみ
今後の利用希望は。(単数回答)**

- 今後は利用したい
- 今後も利用するつもりはない
- わからない
- 不明・無回答

(n=133)



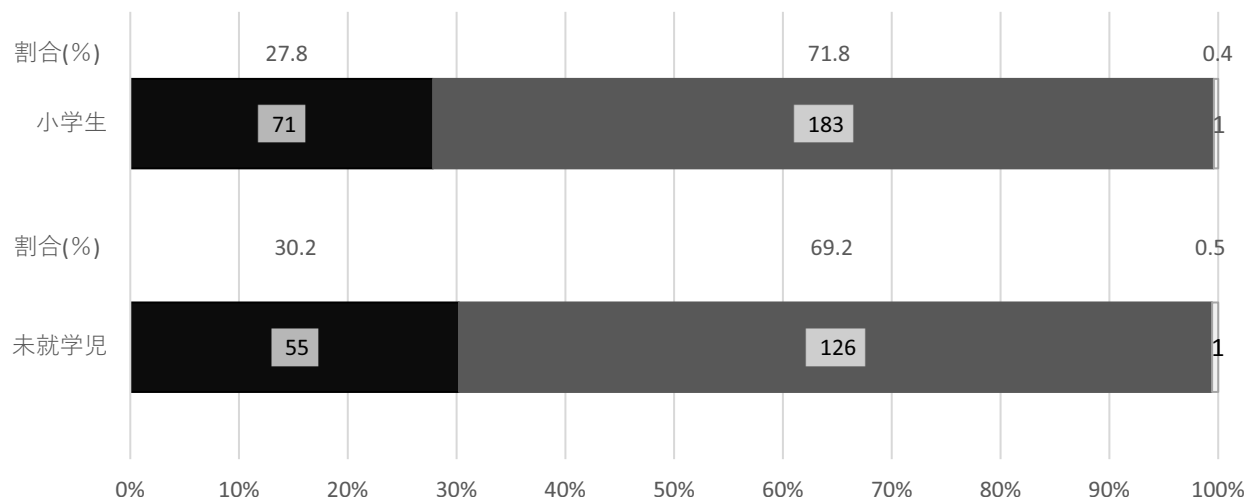
■ 「今後は利用したい」と回答した人は 25 人(18.8%)に留まっています。

■ 「わからない」と回答した人が最も多く6割となっており、子育て支援ルームの利用について、周知を図る必要があります。

問23／【小】問15 こども家庭センターを知っているか。（単数回答）

■知っている ■ 知らない □ 不明・無回答

(小学生n=255、未就学児n=182)

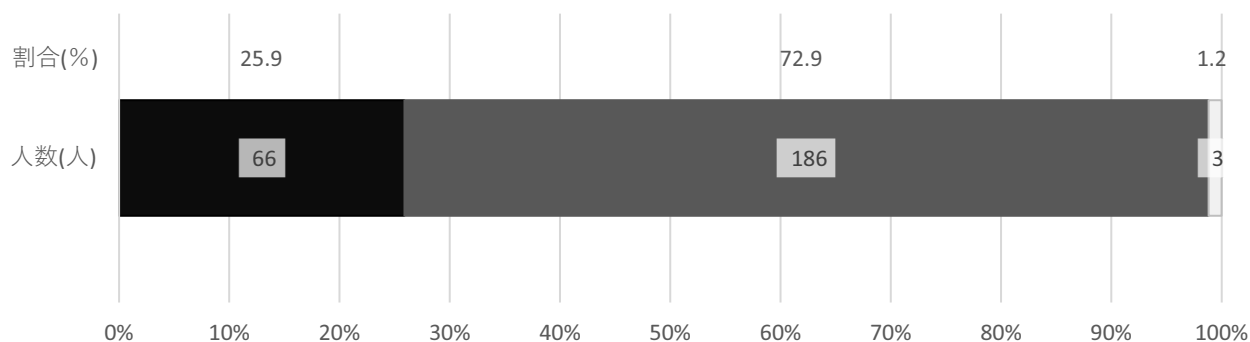


■小学生の保護者と未就学児の保護者との間で、大きな割合の違いはなく、「知っている」と回答した人はそれぞれ約3割、「知らない」と回答した人が約7割となっています。

【小】問 13 平日（月曜日から金曜日）に、現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているか。（単数回答）

■ 利用している ■ 利用していない □ 不明・無回答

(n=255)



■放課後児童クラブを利用している人は、66 人(25.9%)となっています。

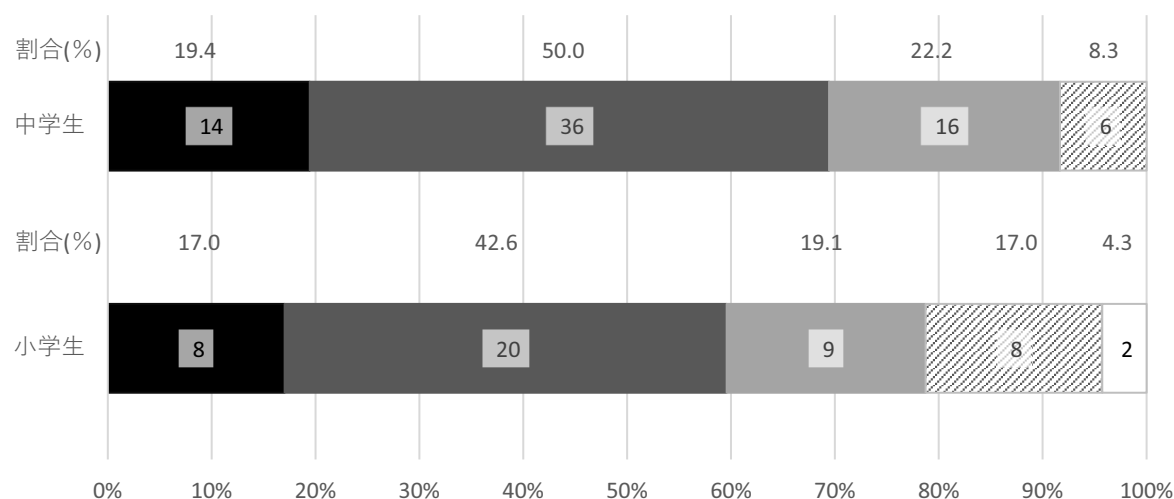
(2) 現況調査について

①子どもの生活実態調査（児童生徒対象）

問7 回答者の、ふだん（月曜日～金曜日）の就寝時間は決まっているか。（単数回答）

■ そうである ■ どちらかといえばそうである ■ どちらかといえばそうではない
 ▨ そうではない □ 不明・無回答

(n=119、小学生 47、中学生 72)



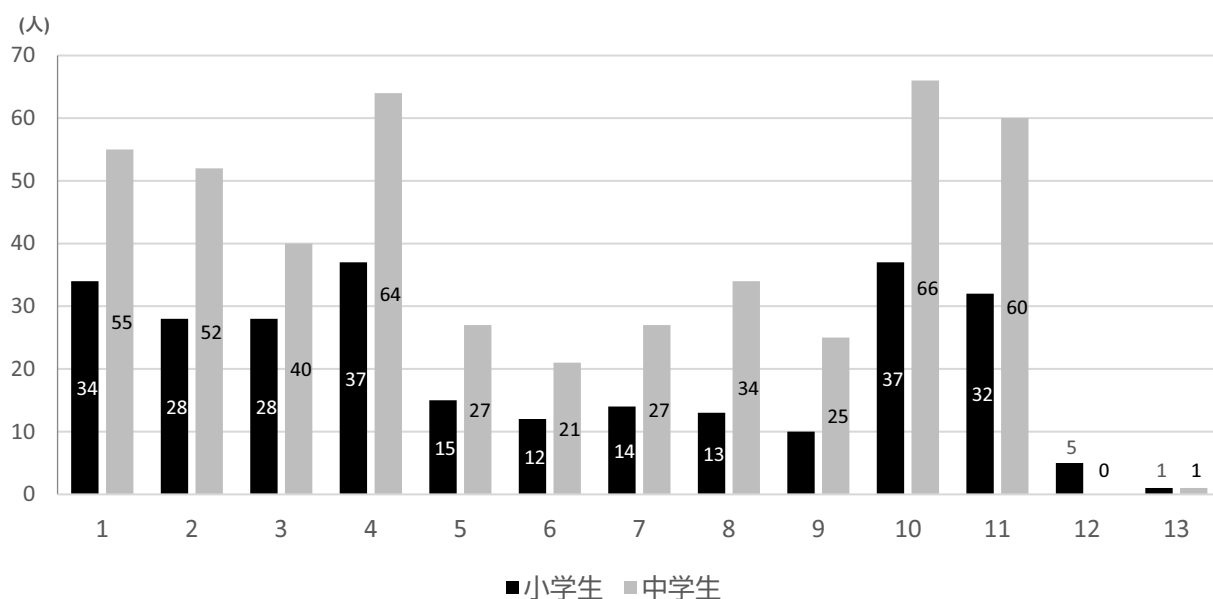
■中学生の方が、平日の就寝時間が定まっている傾向にあります。

■小学生で「どちらかといえばそうではない」「そうではない」と回答した 17 人のうち、次の問8で回答する睡眠時間が6～9時間、午後 11 時以降を選択している人は6人いました。

問 10 家族と下を書いてあるようなことをすること（したこと）があるか。（複数回答）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 小さいころに本や絵本を読んでもらった | 2 手作りのおやつを作る |
| 3 新聞やニュースについて話をする | 4 パソコンを使ってしらべものをする |
| 5 図書館に行く | 6 動物園・水族館に行く |
| 7 博物館・美術館に行く | 8 コンサート・演劇鑑賞に行く |
| 9 スポーツ観戦に行く | 10 地域の行事に参加する |
| 11 泊まりがけで家族旅行に行く | 12 あてはまるものはない |
| 13 不明・無回答 | |

(n=119、小学生 47、中学生 72)



■半数以上の人、「1 小さいころに本や絵本を読んでもらった」「2 手作りのおやつを作る」「3 新聞やニュースについて話をする」「4 パソコンを使ってしらべものをする」「10 地域の行事に参加する」「11 泊まりがけで家族旅行に行く」といったことを、家族としたことがあると答えています。

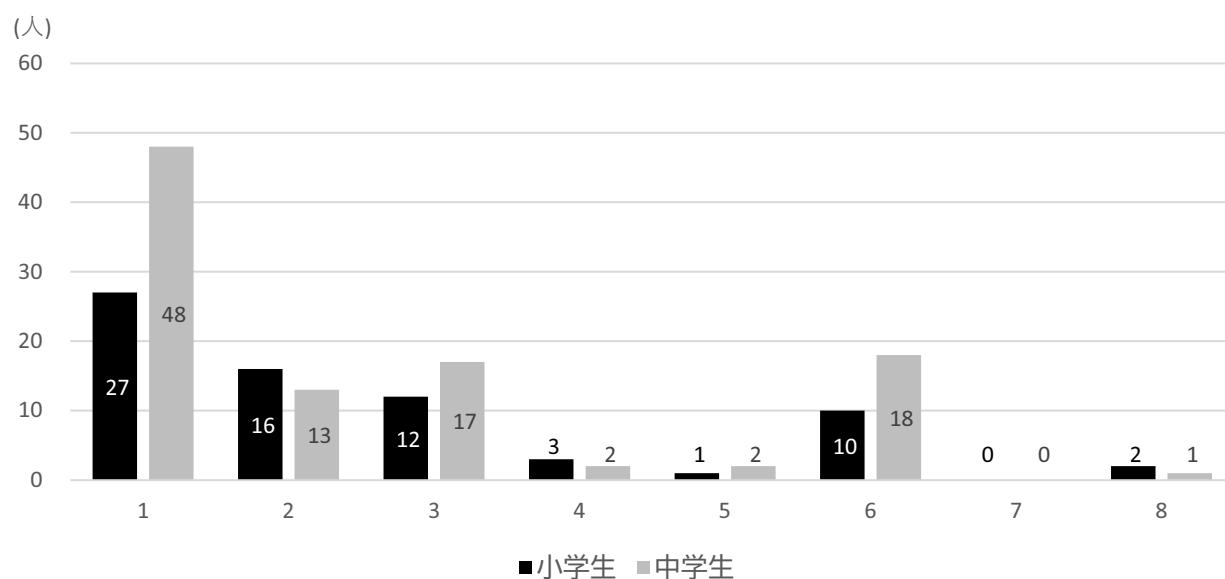
■一方で、図書館をはじめとした教育的施設等に出向いたことがある内容（選択肢5～9）を選択する人は、総体的に少なくなっています。

■「12 あてはまるものはない」と回答した小学生が5人いました。

問 17 回答者は、次のような手伝いをしているか。(複数回答)

- 1 お年寄りや障害のある家族・親せきのお世話
- 2 小さい妹、弟の面倒を見る
- 3 買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事
- 4 日本語が十分話せない家族の通訳
- 5 家族の仕事の手伝い
- 6 その他()
- 7 特にしていない

(n=119、小学生 47、中学生 72)

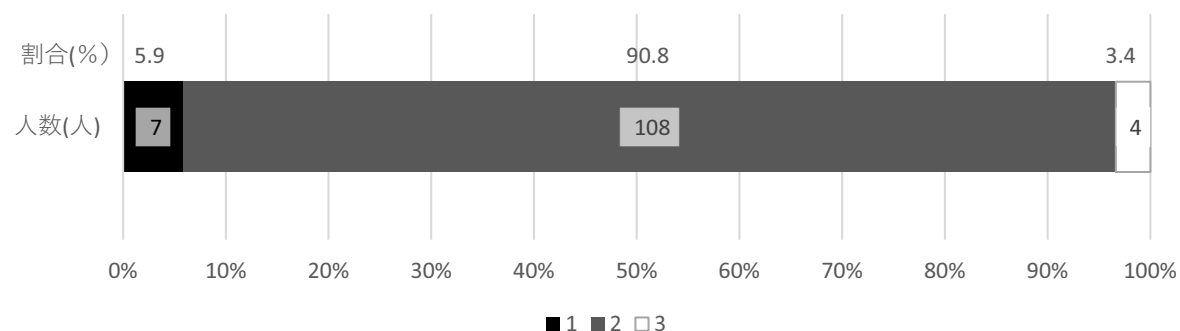


- 小中学生ともに「1 お年寄りや障害のある家族・親せきのお世話」と回答した人が多く、小学生の 57.4%、中学生の 66.7%となっています。
- 「2 小さい妹、弟の面倒を見る」を選択した人は小学生の方が多くなっています。
- 「6 その他」を選択した人は小学生 10 人、中学生 18 人となっています。具体的な内容についてはいずれも記載がありませんでした。

問 18 回答者は、問 17 で答えた手伝いをすることで、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならないことがあるか。(単数回答)

■ はい ■ いいえ □ 不明・無回答

(n=119)



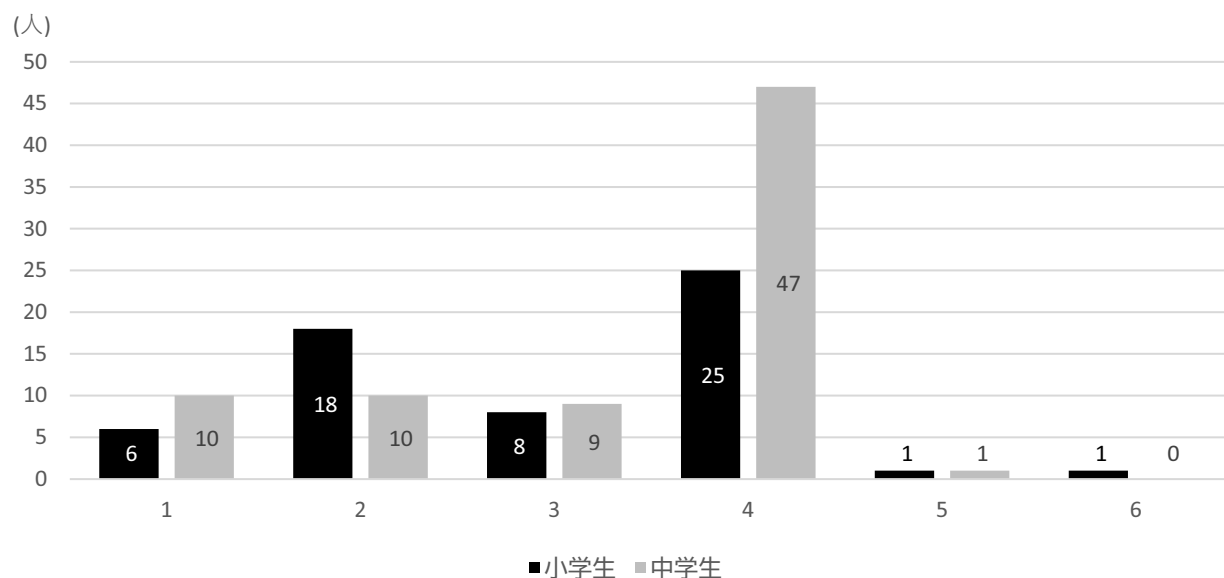
■「1 はい」を選択した人は7人で、うち1人が小学生、6人が中学生です。

■上記7人は、問 17 で「2 小さい妹、弟の面倒を見る」「3 買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事」「5 家族の仕事の手伝い」を1つ、または2つ選択しており、最も多くの回答が寄せられている「1 お年寄りや障害のある家族・親せきのお世話」を選択している人はいませんでした。

問 34 大人に「こんなことをしてほしい」と思うことはあるか。(複数回答)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 意見や話をきいてほしい | 2 一緒に遊んでほしい |
| 3 勉強を手伝ってほしい | 4 特にない |
| 5 その他() | 6 不明・無回答 |

(n=119、小学生 47、中学生 72)



■小中学生ともに、「4 特にない」という回答が多くなっています。

■小学生では、次いで「2 一緒に遊んでほしい」という回答をした人が18人(38.3%)となっており、身近な大人と一緒に楽しみたいという要望を持つ人が多いことがわかります。

■「5 その他」と回答した人は小中学生ともに1人ずつで、小学生は「一緒に買い物にいきたい」、中学生は「好きなことをさせてほしい」と回答しています。

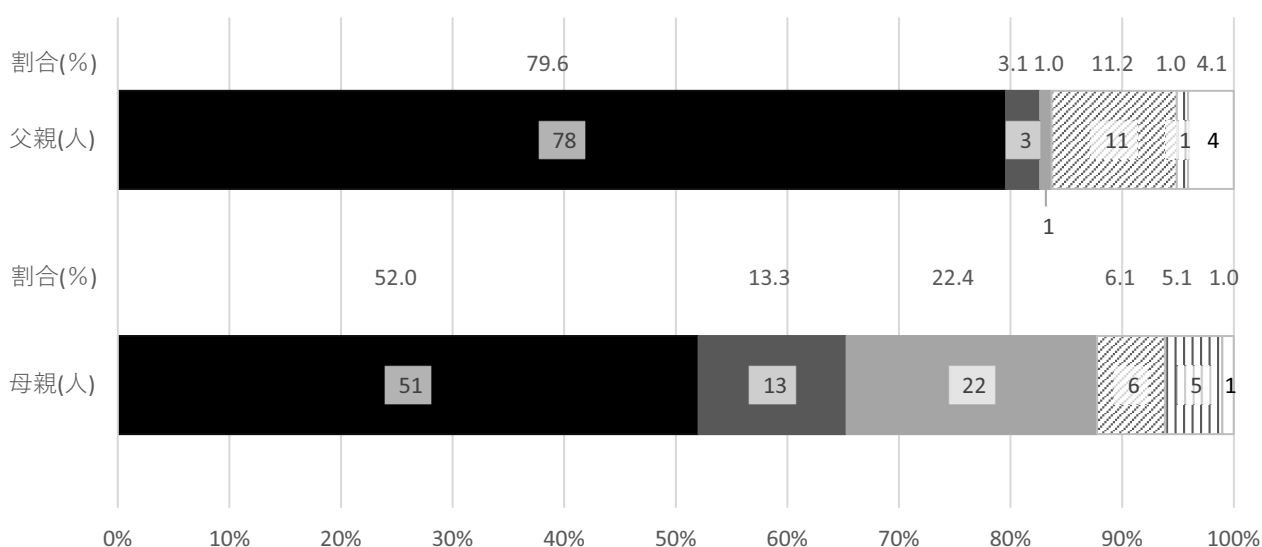
■「5 その他」を選択した上記中学生と、「1 意見や話をきいてほしい」を選択した人の計は17人で、14.3%の人が、大人に自分の想いや考えに耳を傾けてほしいと思っていることがわかります。

②子どもの生活実態調査（保護者対象）

問8 こどもの母親と父親の就労状況について、あてはまるものを選択（各単数回答）

- 正社員・正規職員・会社役員
- 非正規職員・契約社員・派遣職員
- パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
- ▨ 自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)
- ▨ 働いていない(専業主婦／主夫を含む)
- 不明・無回答

(n=98)



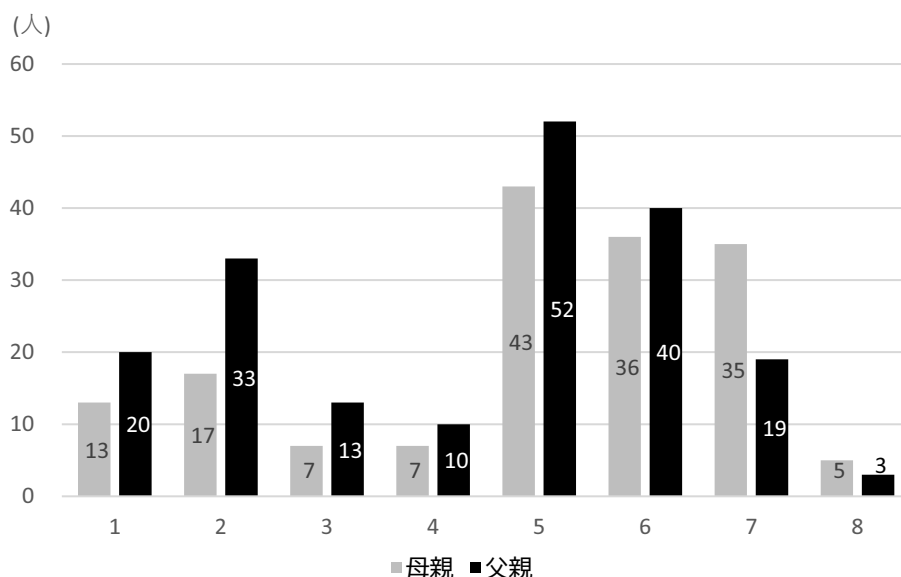
■就労している人の割合は、両親ともに9割を超えています。

問8-1 問8で就労している回答を選択した人のみ。

残業も含め、平日の日中以外の勤務が週に1回以上あるか。また、土日・祝日の勤務が月に1回以上あるか。(各複数回答)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 週に1回以上早朝(5～8時)勤務がある | 2 週に1回以上 18～20 時の勤務がある |
| 3 週に1回以上夜勤(20～22 時)がある | 4 週に1回以上深夜勤務(22～5時)がある |
| 5 月に1回以上土曜出勤がある | 6 月に1回以上日曜・祝日出勤がある |
| 7 平日の日中以外の勤務はない | 8 不明・無回答 |

(母親 n=92、父親 n=93)

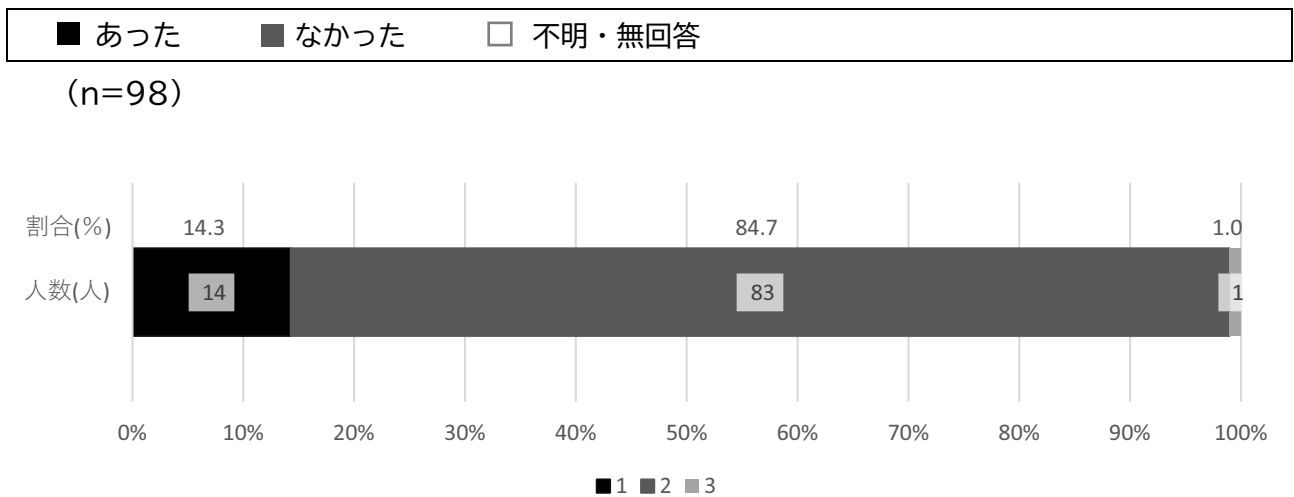


■父親の方が労働時間が長い傾向があり、21.5%が早朝勤務、35.5%が 20 時までの勤務を行っています。14.0%が夜勤、10.8%が深夜勤務があると回答しています。

■月に1回以上の土日出勤や日曜・祝日出勤があると回答した人は父母共に多くなっています。土日出勤は父親で 55.9%、母親で 46.7%にのびります。また、日曜・祝日の出勤は、父親で 43.0%、母親で 39.1%となっています。

■平日の日中以外の勤務はないと回答した人は、父親で 20.4%、母親で 38.0%です。

問 16 回答者の世帯では、過去 1 年の間に、対象のこどもの病気や怪我の治療のために病院や診療所などの医療機関を受診した方がよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがあるか。(単数回答)



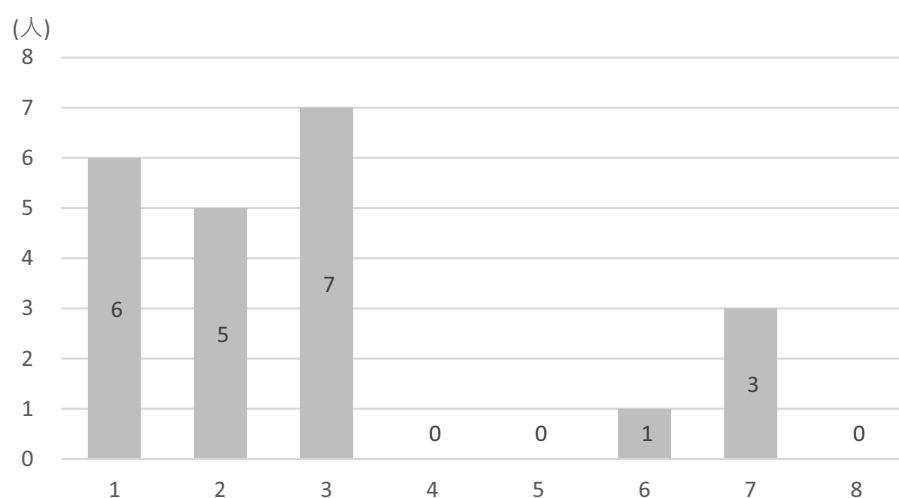
■「あった」と回答した人は 14 人です。

問 16-1 問 16 で「あった」を選択した人のみ

病院や診療所などの医療機関を受診しなかった理由は何ですか。(複数回答)

- 1 医療機関に連れて行く時間がなかったから
- 2 医療機関までの距離が遠く、連れて行けなかったから
- 3 こども本人が受診しなかったから
- 4 医療費の支払いが不安であったから
- 5 自分の健康状態が悪かったから
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や医療機関への受診を控えたから
- 7 その他()
- 8 不明・無回答

(n=14)



■「3 こども本人が受診しなかったから」と回答した人が半数となっています。

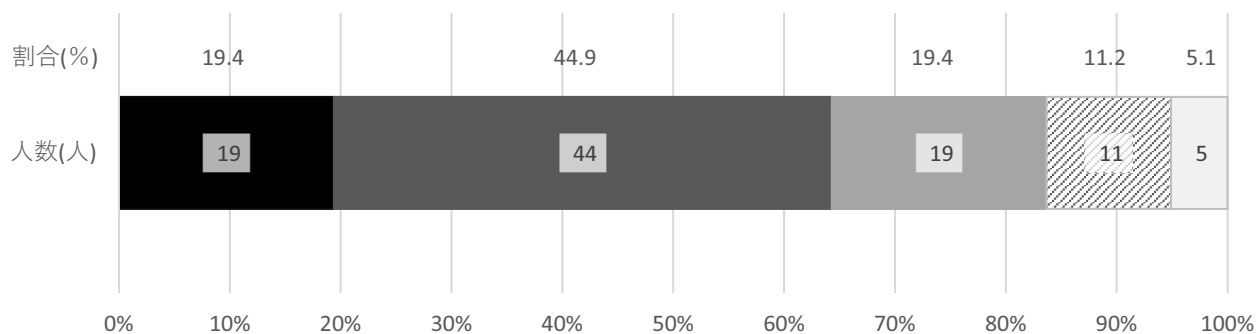
■次いで「1 医療機関に連れて行く時間がなかったから」「2 医療機関までの距離が遠く、連れて行けなかったから」となっており、時間がなかったからという回答の中にも、距離の遠さから必要な時間が長くなることも含めて「時間がない」という回答になっている場合も想定されます。

■「7 その他」を選択した人は3人で、「歯医者。地震後、行きつけの所の受診者が多くて予約が取れない」「歯科医院の営業時間などが変わり、予約が中々取れないから」「予約が取れない」といった内容が挙げられています。

問 26 今後、町で子どもを育て続けたいと思うか。(単数回答)

- ☒ そう思う
 ☒ どちらかといえばそう思う
☒ どちらかといえばそう思わない
 ☒ そう思わない
☐ 不明・無回答

(n=98)



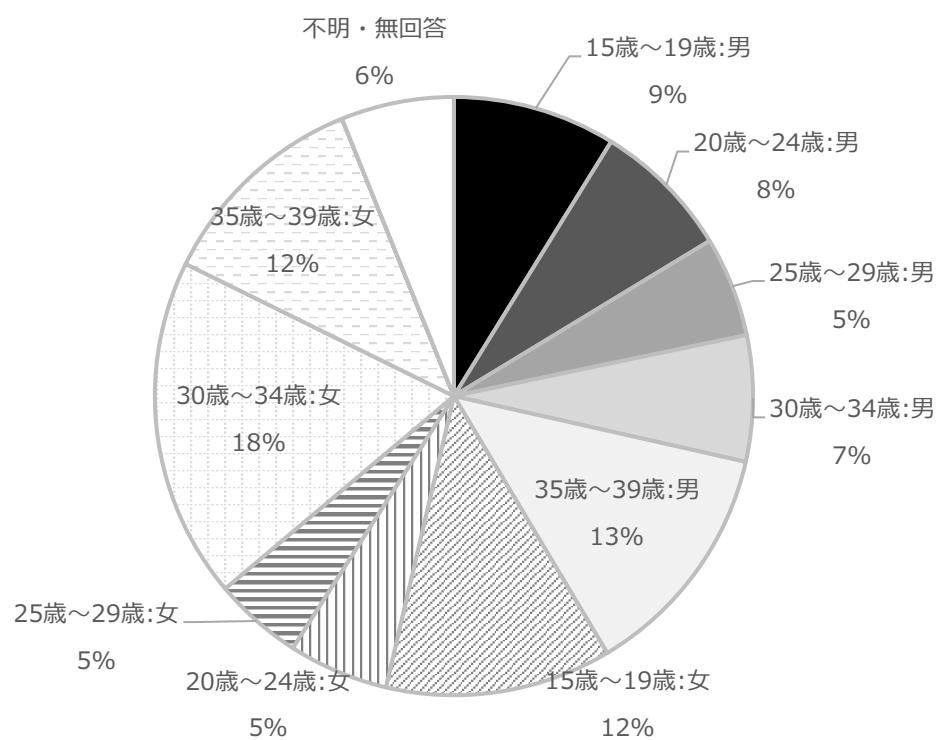
■「**「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が 63 人(64.3%)**となっており、このまま町で子育てをしたい気持ちのある人の方が多くなっています。

■**町で子どもを育て続けたいと回答した 63 人のうち、小学生の保護者は 25 人、中学生の保護者は 37 人**となっています。(ほか、1人はこどもの学年について無回答)これはそれぞれ、小学生の保護者中の 64.1%、中学生の保護者中の 64.9%となっており、こどもの年齢による違いは見られません。

③若者の意識と生活に関する調査

問2～3 回答者の属性(年齢及び性別)(年齢は令和7年4月1日現在)

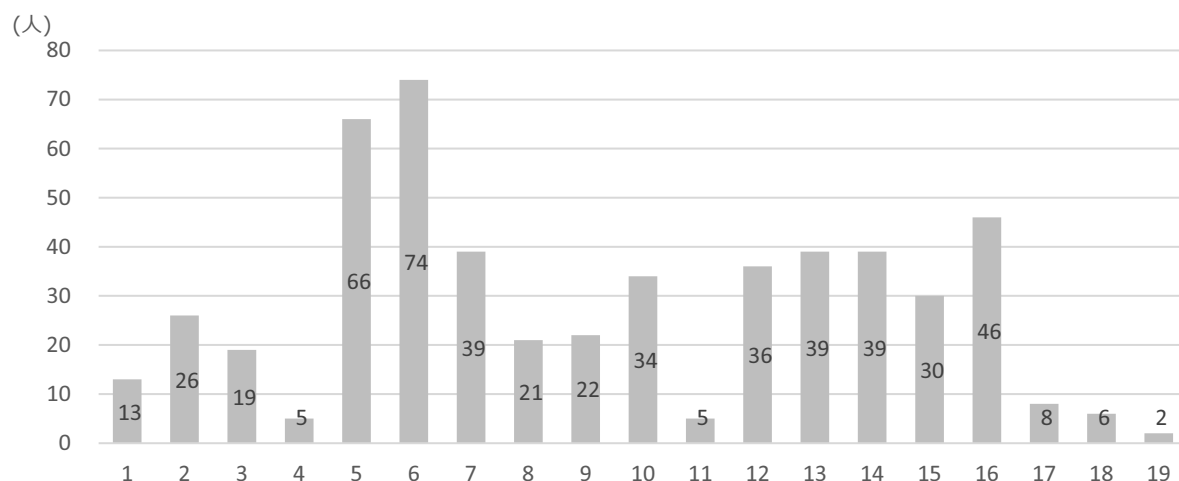
性別年齢別に構成比をまとめています。



問 17 現在や将来について、悩んでいることや不安に感じていることはあるか。(複数回答)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 友だち関係のこと | 2 家族関係のこと |
| 3 勉強や進学のこと | 4 学校生活のこと |
| 5 仕事や就職のこと | 6 お金のこと |
| 7 自分の健康のこと | 8 自分の性格のこと |
| 9 自分の見た目(容姿・体形等)のこと | 10 恋愛や結婚のこと |
| 11 性のこと | 12 子育てのこと |
| 13 こどもの教育や進学のこと | 14 家族の健康や介護のこと |
| 15 政治や社会のこと | 16 将来のこと |
| 17 特に悩みや不安はない | 18 その他() |
| 19 不明・無回答 | |

(n=147)



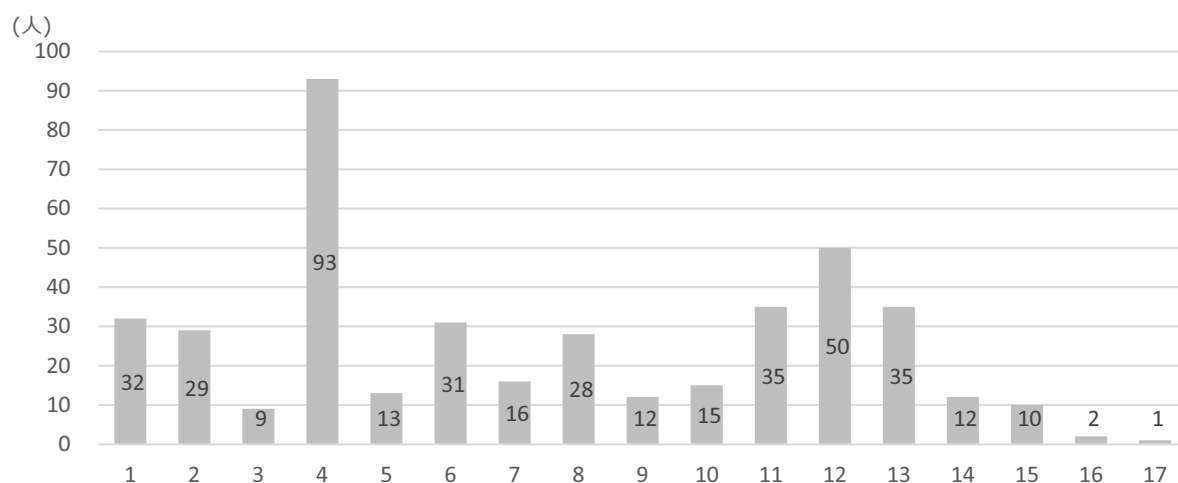
■回答が多いものから、「6 お金のこと」「5 仕事や就職のこと」「16 将来のこと」となっています。

■「18 その他」を選択した人は6人おり、「家の再建のこと」「地震の被害にあった自宅や宅地の復旧がいつになるか分からないことに不安を感じています」といった、震災に由来するものが挙げられています。ほか、「祭り」「暮らしのこと」「この場所」「田舎であるため生活しづらい」といった内容が挙げられています。

問 23 「こどもを持つこと」をどのように考えるか。(複数回答)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 こどもを持つことは自然なことである | 2 自分の子孫を残すことができる |
| 3 こどもを持つことで周囲から認められる | 4 こどもがいると生活が楽しく豊かになる |
| 5 こどもは老後の支えになる | 6 こどもは将来の社会の担い手になる |
| 7 こどもは夫婦関係を安定させる | 8 好きな人のこどもを持ちたいから、こどもを持つ |
| 9 配偶者や親など周囲が望むから、こどもを持つ | 10 自分の家の家名を残すことができる |
| 11 自分の自由な時間が制約される | 12 経済的な負担が増える |
| 13 身体的・精神的な負担が増える | 14 社会環境が悪くのびのび育てられない |
| 15 わからない | 16 その他() |
| 17 不明・無回答 | |

(n=147)

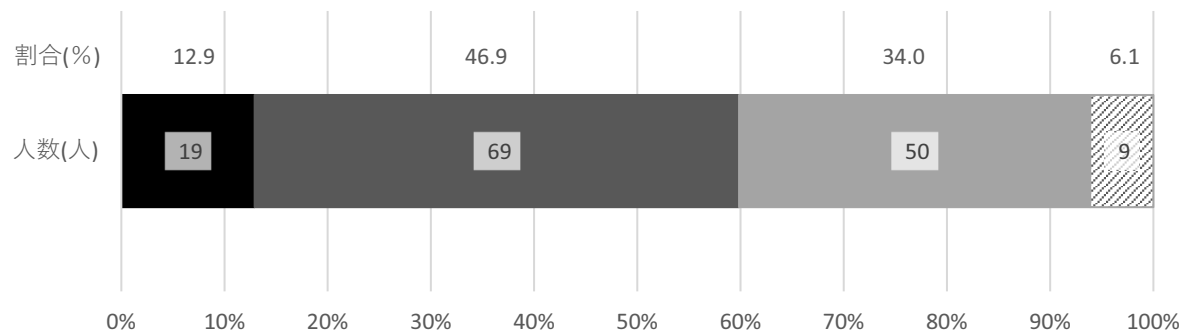


- 「4 こどもがいると生活が楽しく豊かになる」という回答が最も多く、93人(63.3%)が選択しています。
- 「3 こどもを持つことで周囲から認められる」「9 配偶者や親など周囲が望むから、こどもを持つ」という、他人との関係性によるとした回答は、のべ 21 人です。
- 具体的な負担(選択肢 11～13)が増えるという回答はのべ 120 人で、子育てへの負担感を感じている人は少なくありません。
- 「14 社会環境が悪くのびのび育てられない」と回答した人も 12 人あり、環境的な不安を覚える人も見受けられます。
- 「16 その他」と回答した人は2人で、「子どもを産むことは最大のエゴである」という自身の考え方を表した人と、「『子どもを持つこと』は極めて個人的なことであり、周りからどのように思うか強制されるべきものではない。政府による介入は犯罪であり、産むか産まないか、産みたいか産みたくないか、女性だけが決められることである。選択肢がだいたい気持ち悪い。」と回答した人がいます。

問 24 回答者は、自分と地域のつながりを感じるか。(単数回答)

■ とても感じる ■ ある程度は感じる ■ あまり感じない
 ▨ まったく感じない □ 不明・無回答

(n=147)



■ ポジティブな回答をした人は 88 人(59.8%)で、平均年齢は 27.6 歳、性別比は 38:49 です。

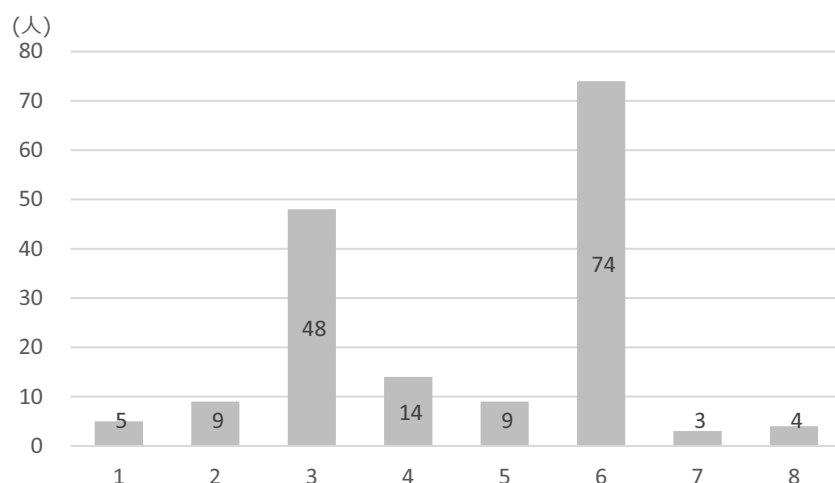
■ ネガティブな回答をした人は 59 人(40.1%)で、平均年齢は 28.6 歳、性別比は 24:34:1 で、両者の傾向に大きな違いはありません。

■ こどもがいる場合には、こどもを通じた地域活動も発生する傾向にありますが、こどものいる人は、ポジティブな回答をした人では 35 人(39.8%)、ネガティブな回答をした人では 21 人(35.6%)となっています。

問 26 地域の大人に期待することはあるか。(単数回答)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 話を聞いてほしい | 2 相談できる人がいてほしい |
| 3 安心できる場があればよい | 4 何かを教えてほしい |
| 5 自分の意見や考えを認めてほしい | 6 特にない |
| 7 その他() | 8 不明・無回答 |

(n=147)



- 「6 特にない」という回答が最も多く、74 人(50.3%)となっています。
- 次いで「3 安心できる場があればよい」が 48 人(32.7%)となっています。
- 「7 その他」を選択した人は3人おり、「人の挑戦を応援する人が多い地域になるような言動」「期待しても無駄だと思っている。」「『結婚しないの?』『子供産まないの?』といった質問はハラスメントであるということに気づいてほしい。そういうハラスメント行為をする人が減らないかぎり能登の人口は減り続けるだろうと思います。」といった内容が挙げられています。
- 「5 自分の意見や考えを認めてほしい」と回答した人が9人(6.1%)いたこともあり、地域の大人には、若い世代の考え方や価値観について、尊重する、せめて否定をしない姿勢が求められています。

各調査から見た特徴や課題等

ニーズ調査

未就学児・小学生の保護者共に、町の子育て事業についての情報を得ていない人が比較的多かったため、事業等に関する周知に課題があると考えられます。

特に、「あるのに知らない」「あったのに使えなかった」という状態は子育て環境への不満につながりやすいため、必要な情報が必要な人に届くよう改善が必要です。

現況調査

①子どもの生活実態調査（児童生徒対象）

一般的には年齢が高くなるにつれ、睡眠時間が減少する等、生活が不安定になる傾向が高くなりますが、本町の場合には小学生の方が不安定な傾向にありました。また、家族との様々な体験の機会についても、小学生の方が少ない結果となっています。

ただしこのような傾向は、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症流行の影響や令和6年の震災の影響も考えられます。

こうしたことから、こどもたちの生活習慣の安定や教育に対し、家族だけでなく周囲の大人がより丁寧に目を配り、健やかな成長を支援し、見守る必要があります。

②子どもの生活実態調査（保護者対象）

本町の児童生徒の保護者の特徴として、土日に就労する人の割合が高い状態であることが挙げられます。一方で、ニーズ調査によると、土・日・祝日の教育保育事業や放課後児童クラブの定期的な利用へのニーズは高くありません。これは祖父母と同居していること、または近居していることで、親世代のニーズが満たされていることが考えられます。

しかしながら、この構造は祖父母世代の健康等の理由によっては、困難になることもありうるため、本町内での子育てのしやすさを継続・向上させていくには、こうした部分も踏まえて子育て支援事業の量を多めに確保していく必要があります。

③若者の意識と生活に関する調査

アンケートの選択内容及び自由記述から、町内での「生きづらさ」「生活のしづらさ」が窺えます。個別の不満というよりは、個人もしくは世代的な価値観が、出しづらい、尊重されにくいという雰囲気、少なくとも本人たちが感じやすくなっている傾向にあるといえます。

こうした点については、若者の意見を聞く機会の設置、また、取り入れる雰囲気づくり等を含め、今後継続した取り組みが必要です。

5 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画の施策について、施策の内容ごとに5段階で評価を求め、施策の進捗状態の平均値を算出しました。

【評価の基準】

- ・概ね計画どおり進捗したものを3点と評価します。
- ・計画より進行・成果のあったもの やや進んでいる＝4点、大きく進んでいる＝5点
計画を達成していないもの やや遅れている＝2点、かなり遅れている＝1点
- ・施策の内容ごとに上記評価を行い、施策別に平均点を記載しています。

<基本目標1>

【はぐくむ】保護者と子どもがともに喜び、成長できるまちへ

概ね必要な対応は計画通り実施されており、特に小児医療体制についてはオンライン診療を取り入れるなど、計画以上の進捗があったとして高評価となりました。一方で、産科医の確保については、震災の影響もあり、達成には至っていない現状となっています。

施策	施策の内容	評価
(1)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	2.5
	②妊産婦乳幼児健診、妊産婦乳幼児訪問、保健指導等の充実	
	③妊娠期から継続した支援体制の整備	
	④子育てに関する意識啓発等の推進	
	⑤小児医療体制の維持	
	⑥産科医の確保	
(2)特色ある教育環境の充実	①確かな学力の向上	3.0
	②豊かな心の育成	
	③健やかな体の育成	
	④豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	
(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	①身体や心の健康に関する学習機会や相談体制の充実	3.0
	②青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	
(4)きめ細かな取組みの推進	①相談体制の充実や情報提供の推進	3.0
	②カウンセリング等のきめ細かな支援の実施	

<基本目標2>

【よりそう】子どもの笑顔があふれるまちへ

地域の子育て人材や保育士の確保が進んでいないとして、人材の養成・確保については低い評価となっています。また、震災の影響によりインフラ整備が後退し、進捗として低い評価になった部分が多く含まれています。

施策	施策の内容	評価
(1)地域における人材 養成・確保	①地域子育て異年齢交流の推進	2.0
	②地域の子育て人材確保の推進	
	③保育士の確保	
(2)家庭や地域の 教育力の向上	①信頼される学校づくり	2.7
	②地域の教育力の向上	
	③地域企業と連携した保育体制の推進	
(3)良質な住宅と 居住環境の確保	①ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	3.0
	②光回線の整備	
(4)安全・安心 まちづくりの推進	①幅の広い歩道の整備及びバリアフリー化の推進	2.3
	②公共施設等のバリアフリー化の推進	
	③通学路や公園等における防犯設備の整備	
	④安全・安心のまちづくり	
(5)子どもを犯罪等の 被害から守るための 活動の推進	①学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	3.0
	②「子ども110番の家」等の防犯ボランティア 活動の支援	
(6)子どもを取り巻く 有害環境対策の推進	①子どもたちを有害環境から守るための取組み	3.0

<基本目標3>

【つくる】将来の親がつどうまちへ

震災により、民間へのアプローチや事業実施に影響がおき、進捗が滞っているという評価が見られました。今後、復興作業と共に、こうした子育て基盤の整備についても再度対応を行っていく必要があります。

施策	施策の内容	評価
(1)子どもの健やかな成長	①放課後や週末等の居場所づくりの推進	2.7
	②健全育成の拠点としての児童館活動の充実	
	③児童委員の児童健全育成	
(2)次代の親の育成	①次代の親の育成	3.0
(3)定住機会の創出	①縁結び隊の充実	2.5
	②妊娠、出産、子育て環境向上によるUIJターンの推進	
(4)仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進	①仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進	2.0
	②女性活躍社会の推進	
(5)仕事と子育ての両立のための基盤整備	①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	3.0

<基本目標4>

【まもる】精神的・経済的にやさしいまちへ

概ね計画内容を達成しているという評価となっていますが、いじめや虐待などはいつ発生するともいえず、今後もそうした状況が発生しにくい土壌づくりを継続していく必要があります。

施策	施策の内容	評価
(1)精神的負担の軽減	①総合的な保護者と子の心の健康づくり対策	3.0
	②カウンセリング等のきめ細かな支援の実施	
(2)経済的負担の軽減	①子育て家庭への各種助成と経済的負担の軽減の推進	3.0
	②子どもの貧困対策	3.0
	③福祉サービス等の利用に際しての配慮	3.0
(3)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待未然防止・早期発見・早期対応の推進	3.0
	②虐待防止ネットワークの強化	
(4)いじめ、不登校、ひきこもり等への対策の充実	①いじめ、不登校、ひきこもり等への対策の推進	3.0
(5)配慮を要する子どもへの意識啓発等の推進	①配慮を要する子どもへの意識啓発等の推進	3.0
(6)障害児施策の充実	①健康診査や学校における健康診断等の推進	3.0
	②適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備	3.0
	③発達障害児への支援	3.0

<基本目標5>

【つたわる】大切な情報がつたわるまちへ

一部計画と比して滞っているとされた部分がありますが、概ね計画どおりの進捗となっています。情報提供については、行政から積極的に発信する「プッシュ型」への転換が求められており、今後も必要な人に必要な情報が届きやすい体制を整えていく必要があります。

施策	施策の内容	評価
(1)子育て支援の情報提供	①地域における子育て支援サービス等の情報提供	3.0
(2)食育の推進	①発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供	3.0
	②食に関する学習機会や情報提供	2.0
(3)子どもの交通安全の確保	①子どもの事故予防のための啓発	2.0
	②交通安全教育の実施	3.0
	③チャイルドシートの使用の推進	3.0
(4)犯罪等に関する情報共有化	①犯罪等に関する情報共有化の推進	3.0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、地域の宝であるこどもの笑顔と成長を地域全体で育むことが大切であるとの考え方に立ち、各種施策を進めました。保護者だけでなく、地域や社会全体から見守られ、愛情に包まれながら、自らの個性を伸ばし、将来の地域・町・社会の担い手として成長できる環境づくりを推進する必要性から、「地域で育む子どもの笑顔とつながりが実感できるまち」を基本理念としてきたところです。

一方で、第2期計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による行動制限や経済・社会の停滞、令和6年1月に発生した能登半島地震などが暮らしの広い範囲に影響を与えました。大人にとっても甚大なストレスとなったこれらの出来事は、成長過程のこどものこころや生活にも大きな影響を与えました。

本町の復興計画では、町の将来像として、能登町の豊かな里山里海の恵みの中で育ったこどもが、10年後、20年後もふるさとへの誇りと愛情を持ち、それぞれの方法でまちづくりに参加し、暮らしを受け継いでいく、「次世代が希望を持てる持続可能なまち」を目指し、「共に創る復興」で実現していくものと掲げています。そのため今回の「子ども・子育て支援事業計画」改訂にあたっては、これからの復興を支える次世代の健やかな育成を地域とともに創るための施策を「こども計画」として体系的に整理することとしました。

これらを踏まえ、今回の改訂においては「こども・若者の笑顔と未来を ともに創るまち 能登町」という新たな基本理念を掲げ、さまざまな問題に対応するため再度施策の体系化を行って、こどもと若者の健やかな育ち・くらしを支援する施策を、より効率的・効果的に、町ぐるみで進めていくこととします。

**こども・若者の笑顔と未来を
ともに創るまち 能登町**

2 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

基本理念を実現するため、次の4項目を基本目標として掲げます。

《基本目標1 こども・若者の育ちと学びを整え からだとところを【はぐくむ】》

こどもの成長は、体そのものを健康に保つことだけでなく、豊かな心や生きていく力を養い、また、適切な学びの機会を与えることが肝要です。

体力づくりや生活習慣の改善、適切な教育・学習環境の提供、また幼少期から若者期の居場所づくりや相談体制の整備など、こども・若者のからだところをはぐくむための事業や情報提供、関係者との連携を進めていきます。

《基本目標2 こども・若者・子育て世代の 安全・安心を【まもる】》

現代では、従来型の事故や犯罪、いじめだけでなく、インターネット上のトラブル、虐待など、こども・若者を取り巻く危険はより複雑になっています。

こうした様々なトラブルからこどもを守るだけでなく、万一の場合の相談・対策窓口の情報提供を行うなど、時代に即した対応ができる体制づくりに努めていきます。

《基本目標3 若者・子育て世代の暮らしを 支え【よりそう】》

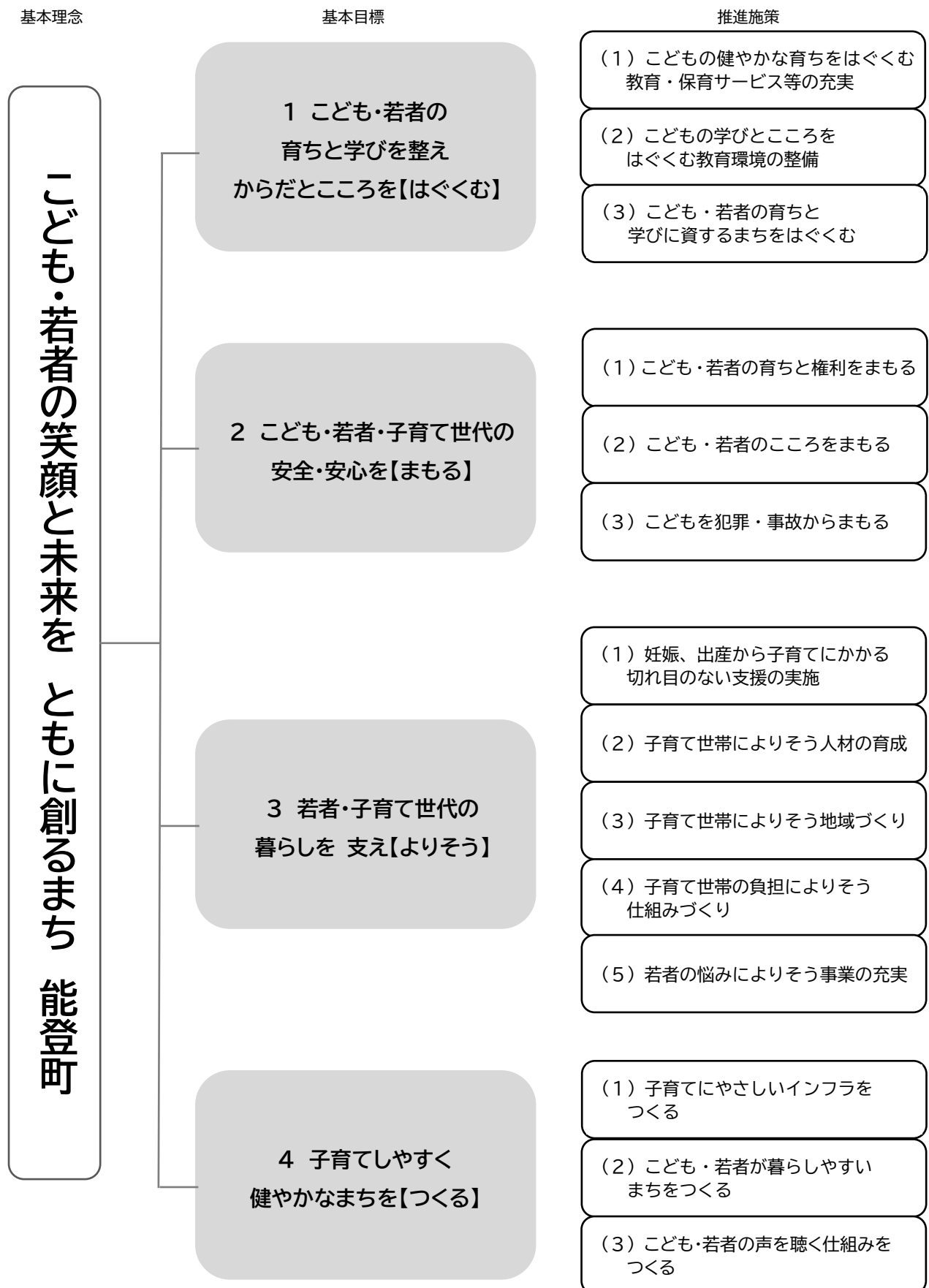
震災の影響や物価の上昇傾向といった社会的要因から、若者・子育て世代の暮らしは経済的に余裕があるとはいえない状況にあります。また、男性の育児休業取得やワーク・ライフ・バランスが求められる時代にあっても、子育て世帯、特に母親にかかる負担は大きく、きめ細やかな支援が求められています。

こうした若者・子育て世代ならではの問題によりそい、必要な支援を整えていきます。

《基本目標4 子育てしやすく 健やかなまちを【つくる】》

こども・若者がいきいきと暮らしやすいまち、子育て世代が安心して子育てをしたいと思えるまちには、公共施設や公園、歩道といったインフラ整備だけでなく、互いを尊重しあい、様々な価値観を認めあうソフト面での環境づくりも必要です。

(2) 施策の体系



第4章 基本目標ごとの推進施策

基本目標1 こども・若者の育ちと学びを整え からだとこころを【はぐくむ】

推進施策(1)こどもの健やかな育ちをはぐくむ教育・保育サービス等の充実

施策	内容
①幼児期の教育・保育サービスの充実	全ての児童ができる限り希望する教育・保育施設に入所できる体制づくりと、適正な入所定員の確保に努めます。また、子育て家庭の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、サービスの充実を図ります。
②こども誰でも通園制度の開設	国が進める0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象とした「こども誰でも通園制度」について、令和8年度より実施していきます。
③教育・保育施設の復旧と充実	震災の影響を受けた各施設の復旧工事を進めます。安全・安心で快適な施設利用ができるよう施設設備の充実を図ります。
④放課後児童クラブの充実	震災の影響を受けた各施設の復旧工事を進めます。また、支援員等の人材確保を進めるとともに、各種研修等を通じた専門性の向上を図ります。 利用児童が安全かつ快適に過ごせる環境を整備するため、老朽化した備品や遊具、設備の適正な修繕・更新や、防犯カメラの設置等を実施していきます。
⑤児童センターの復旧と充実	地震及び豪雨災害で被災したこどもみらいセンターは災害復旧工事を進めるとともに、建物及び周辺設備等の老朽化への対応のため、適切な設備の更新・改修を行い、防犯カメラを設置するなど、こどもが安全かつ快適に過ごせる環境を整備していきます。 まつなみキッズセンターは、別途本町の個別施設に関する計画に基づき、こどもの居場所としての機能を十分に発揮できるように機能強化を図った再整備を行います。
⑥児童センター事業の充実	遊びを通じて児童の健やかな成長を支援するほか、子育て世帯の交流の場を提供します。 こどもの意見を反映させた事業運営を行い、こどもの居場所として選ばれるように努めていきます。 また、中・高生世代の居場所づくりも進めていきます。

⑦放課後や週末等の居場所づくりの推進	放課後子ども教室のほか、地域や団体等と連携したこども食堂やプレイパークなど、現代のニーズに即したこどもの居場所づくりに取り組みます。 また、地域や団体と連携し、悩みや課題を抱えたこどもが安心して過ごすことができる場の確保を図ります。 家庭環境等に課題を持ち、家庭や学校に居場所のない児童生徒等に対し、安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習サポート等の提供を行っていきます。
⑧こどもの遊び場の整備	町内のこどもや子育て世代のニーズを踏まえ、こどもの遊び場について整備・充実を図ります。 また、雨天時でも遊べる屋内遊具施設の整備を進めます。

推進施策(2)こどもの学びとところをはぐくむ教育環境の整備

施策	内容
①こどもたちの学びの環境の充実	確かな学力に留まらず、豊かなこころや健やかなからだづくりに繋がる体制整備、関係者の研修機会や連携の充実を図ります。
②からだやこころの健康に関する学習機会	こどもたちが自らのからだやこころの健康について学ぶ機会を充実させます。
③さまざまな分野の学習機会の提供	オンライン環境の普及を活かし、こどもたちがスポーツや芸術など幅広い分野において、魅力的・専門的な内容に触れる機会を提供するなど、学習機会の充実を図っていきます。
④スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒がこころの悩みを相談できる環境を整えます。
⑤学習スペースの整備	誰もが利用できる学習スペースや、児童生徒が集まって学べる場など、自宅以外の場所で学習ができる環境の整備を行います。
⑥公営塾の運営	児童生徒の主体的・自律的な学習力向上を図るため、能登高校や地域と協働しながら、個別最適化された学習の場「まちなか鳳雛塾」を運営し、町に関わり活躍する人材を育てます。

推進施策(3)こども・若者の育ちと学びに資するまちをはぐくむ

施策	内容
①幼児期の教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現	処遇改善や職員配置改善等を進め、教育・保育等をこどもに受けさせる機会を確保することを目的とし、子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」を使用し、職員の処遇等に関する情報の公表を行います。
②信頼される学校づくり	家庭や地域との連携を深め、学校の情報を広く開示し、開かれた学校づくりを進めます。
③家庭と地域の教育力の向上	こどもの人間性と生きる力を育むため、子育てに係る学習機会や情報の提供に努めます。また、保護者が悩みを共有したり、相互に学びを深めたりできる機会の創出を支援します。 また、さまざまな地域活動のほか、日頃の生活や様々な生涯学習の機会を通じ、こどもを皆で育む地域の教育力向上に努めます。
④健康に関する学習機会や情報の提供	学童期・思春期・青年期における心身の健康を向上するため、各時期のこども・若者を対象とした健康に関する学習の機会や情報提供を進めます。必要な知識や態度を身に付け、情報を自ら得ることができよう、健康維持の大切さについて広く周知を図ります。
⑤食育の推進	こども・若者が健康な体をつくり、維持できるよう、食の大切さや栄養への正しい知識の普及啓発を図ります。 また、望ましい食習慣の定着を図り、学ぶ機会や食事づくりなどの体験活動の創出や情報提供によって生きる力をはぐくみます。また、町内の若い世代に対しても、地域食材や郷土料理の継承等に努めます。

基本目標2 こども・若者・子育て世代の 安全・安心を【まもる】

推進施策(1)こども・若者の育ちと権利をまもる

施策	内容
①こどもの権利に関する普及啓発	すべてのこどもが、身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの自身を含めた町民一人ひとりがこどもの権利を理解し、実践できるよう普及啓発に取り組みます。
②こどもや家庭に対する こども家庭センターを中心とした支援	こども家庭センターを中心に地域のネットワークが一体となり、子育てに困難を感じる家庭やこども・若者のSOSをできる限り早期に把握して、専門員等による状況確認を行います。子育て世帯訪問支援事業等を通じ、適切な家庭支援を行うなど、虐待の予防対応から個々の過程に応じて、切れ目のない支援を提供します。
③児童虐待未然防止・早期発見・ 早期対応の推進	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業、養育支援訪問事業等を通じ、虐待事案の早期発見に努めます。 虐待が懸念されるケースに関しては、児童相談所等の専門機関とも連携しながら、適切なサービスや相談機関へつなげるといった、早期対応に努めます。
④要保護児童対策地域協議会の 機能強化	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。 また、協議会の存在をPRし、情報収集活動へつなげるとともに、児童虐待防止への啓発を図ります。
⑤民生委員児童委員・主任児童委員の 活動の充実	相談・援助活動を通じ、児童虐待やヤングケアラー、ひきこもりの兆候等を適切に把握し、関係機関につなげられるよう、委員への情報提供や研修機会の充実を図ります。
⑥いじめ、不登校、ひきこもり等への 対策の推進	家庭と学校、また適切な専門機関との連携により、早期の発見とケアに努めます。また、学童期以降のひきこもりや精神的な問題のケアについて、適切な相談窓口の情報提供に努めるなど、適切な対応に努めていきます。 学校においては、児童の悩みを受け止められるよう専門家による相談体制を強化するとともに、タブレット端末を活用し、不登校児童への学習や相談対応を行います。また、日頃の教育活動を通じ、命を大切にする教育を推進します。 ほか、ひきこもりなど生きづらさを抱えた若者や、孤立リスクのおそれのある若者に対して、「相談支援」「孤立を防ぐための居場所づくりへの支援」「居場所の情報提供」等を推進します。

⑦地域におけるインクルージョンの推進	障害児及びその保護者を支援するため、県や各種の専門機関等と連携し、地域での支援と専門的な支援の充実を図ります。 認定こども園や学校、放課後児童健全育成事業といった育ちの場、また地域活動の場において、関係者が連携・協力しながら、継続的な支援に努め、障害を持つ人の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進していきます。
⑧発達の心配や障害のあるこどもへの支援	未就学児の健康診査を拡充し、こどもの障害や発達の特性を発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげていきます。 児童発達支援センターを中核として進めていくことが重要となっていることから、県との連携を深め、専門的な支援事業の充実を図ります。 また、発達障害については社会的な理解が未だ不十分であることから、適切な情報提供に努め、家族や教育・保育の関係者だけでなく、周囲も円滑にかかわることができるような支援に努めていきます。
⑨ヤングケアラーに対する早期発見と対応の充実	学校や民生委員、その他関係機関と連携を図り、ヤングケアラーと想定される児童生徒の早期発見に努めるとともに、世帯に対する適切な福祉支援や、こども自身がオンライン上で相談できる支援先等の情報提供に努めます。
⑩こども・若者の貧困対策の充実	家庭の経済状況等に関わらず、質の高い教育を受け、こども・若者がそれぞれの夢に挑戦することができるよう、誰もが等しく学習する機会を提供します。また、支援を必要とするこどもや家庭に必要な援助が届くよう、各種支援制度について、積極的な情報提供を行います。

推進施策(2)こども・若者のこころをまもる

施策	内容
①自殺対策の事業の推進	本町の自殺対策計画に基づき、自殺予防に向けた普及啓発や自殺予防のための相談・支援の充実、自殺対策を支える人材の育成といった地域の見守り体制づくりとネットワークの強化に努めていきます。特に、こども・女性への支援の充実や災害における被災者へのこころのケアにつながる施策を実施していきます。

推進施策(3)こどもを犯罪・事故からまもる

施策	内容
①学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	町内でのPTA等のボランティアや交通安全推進隊、地域見守りボランティアによるパトロール活動を推進し、こどもが犯罪や事故に遭遇する可能性を減らすよう努めていきます。通学路については交通量についても勘案し、安全な通学路の選定や状況改善を行っていきます。
②「子ども110番の家」「地域安全連絡所」等の防犯ボランティア活動の推進	警察署や地域防犯推進委員や各地区防犯委員と連携し、地域での防犯意識向上やこどもが犯罪等に遭う危険性が生じたときの緊急避難所の周知といった、地域ぐるみの防犯活動を進めていきます。
③犯罪・事故等の被害からこどもを守るための取組の推進	学校、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、通学路等における安全対策、年齢や理解度に応じた防犯教室の実施等の犯罪被害からこどもを守るための取組を推進します。こどもの権利が侵されたり、搾取されたりといった、こどもを対象とした犯罪等の防止に努めます。
④インターネットリテラシーの向上	児童生徒に対し、インターネットに触れる授業等を通じ、情報や情報手段を主体的に選択し、活用するための基礎的な力を育むとともに、発達段階に応じた情報モラルを身に付けられるような活動を行います。 また、インターネット上の誹謗中傷、いじめ、ネット犯罪などの被害者・加害者にさせないための指導の充実を図ります。

基本目標3 若者・子育て世代の暮らしを 支え【よりそう】

推進施策(1)妊娠、出産から子育てにかかる切れ目のない支援の実施

施策	内容
①妊産婦、またこどもに対する こども家庭センターを中心とした 支援の実施	こども家庭センターが中心となって関係機関との連携強化に努め、妊娠期から継続した支援体制の充実を図ります。妊娠中及び産後の不調や育児不安がある方を把握し、心身のケアや育児のサポート、子育てに関する相談支援などを切れ目なく展開して、母子に対して包括的な支援を行います。
②妊産婦乳幼児健診、妊産婦乳幼児訪問、 保健指導等の充実	妊娠期、出産期及び乳幼児期を通じ、妊産婦と乳幼児の健やかな成長・発達の支援に努めます。乳幼児健診、赤ちゃん訪問、両親学級、健康診査、保健指導等の充実を図り、乳幼児と保護者の健康と生活の健やかな環境づくりを支援します。
③医療体制の維持及び産科医の確保	周産期から小児科の医療体制について維持を図ります。また、町内には産科医療機関がないことから、オンライン相談などにより不安の軽減に努めます。また、出産サポート119事業の実施により、消防署、医療機関と連携し、安心・安全につながる支援を行います。また、継続して広域的に産科医の確保を呼びかけていきます。
④子育てに関する相談体制の充実や 情報提供の推進	こども家庭センターにおける相談体制を充実させるとともに、同センターの機能の紹介やその他の情報提供を進め、利用しやすい環境づくりに努めます。 また、児童センターと連携した地域子育て支援拠点事業を実施して子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図ります。
⑤仕事と子育ての両立のための 社会環境の整備	様々な保育サービスの充実を図るだけでなく、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みや、特に男性の育児休業取得推進、様々な制度情報の提供など、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めます。
⑥仕事と生活の調和の実現のための 働き方の見直しや 職場環境づくりの支援	男女ともに仕事と育児・介護等を両立させながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児・介護休業法の周知を行います。 固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者や事業主等に、町の広報紙やパンフレット等を活用した情報提供や啓発活動を積極的に進めていきます。

推進施策(2)子育て世帯によりそう人材の育成

施策	内容
①保育士の確保	現在の保育士の状況を精査し、採用計画立案や募集広報の実施など、安定した保育士確保を行い、地域の保育サービス提供の継続を図ります。
②地域の子育て支援人材の確保	放課後児童クラブの支援員やファミリー・サポート・センターのサポート会員といった、地域における子育て支援の担い手確保を進めます。また、適切な情報提供や研修機会を設けるなど、担い手自身が力を付けて安心して活動できるよう、地域での子育てに取り組みやすい環境づくりを図っていきます。

推進施策(3)子育て世帯によりそう地域づくり

施策	内容
①地域における子育て支援サービス等の情報提供	妊娠期から出産・子育てをサポートするため母子保健アプリを活用した情報発信を行います。 また、町公式 LINE のほか、認定こども園在園中のこどもの保護者を対象とした保護者連絡アプリなどを利用したプッシュ型の情報発信を進め、必要な情報を必要な人に、分かりやすく伝わるよう工夫していきます。

推進施策(4)子育て世帯の負担によりそう仕組みづくり

施策	内容
①経済的支援の充実	妊娠期サポート事業、保育料の減免、放課後児童クラブ利用料の減免、小・中学生に対する就学援助、こどもに対する医療費助成、予防接種助成、通学費助成など、子育てや教育に係る経済的な負担を軽減するための支援と利用に係る適切な情報提供を行っていきます。
②居住環境の充実	子育て世帯が新たに新築住宅を取得する際に支援します。Uターンの入居者に対し、空き家の家財道具等を処分するための費用の一部を支援します。
③就労支援・生活支援の充実	経済的な支援だけではなく、日常生活や社会生活における自立支援を、各種相談機関と連携しながら進めていきます。

④ひとり親家庭等の自立支援の促進	保護者が子育てと就業を両立させるため、保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うほか、その他の福祉サービス等の情報提供を行い、生活を安定させるための環境づくりを進めます。 また、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、保育料の減免、放課後児童クラブの利用料や医療費などに対する助成を行います。 生活の安定や自立を支援するため、就業に向けた能力開発や技術取得を支援します。
------------------	---

推進施策(5)若者の悩みによりそう事業の充実

施策	内容
①就労支援の充実	ハローワーク能登との連携により、若者の地元就職支援につながる求人・企業情報の発信に取り組みます。
②ひきこもりに対する支援の実施	能登ひきこもり地域支援センターでの専門家支援情報の提供や、支援に係る連携を進めていきます。 民生委員等が把握する支援希望者に対し、関係部署や関係機関の連携により、適切な支援の実施に努めます。 ひきこもりとなっている若者などのうち、就労を希望する人に対し、相談支援専門員による就労支援を実施します。
③出会いの場の創出	(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団が運営している「いしかわ縁結びマッチングシステム」により、結婚を希望する人の出会いを応援します。

基本目標4 子育てしやすく 健やかなまちを【つくる】

推進施策(1)子育てにやさしいインフラをつくる

施策	内容
①安全な公共施設等の整備の推進	妊産婦や乳幼児連れの方などすべての人が安心して外出できるように歩道や公共施設の復旧・バリアフリー化を進め、安全で使いやすいインフラ整備を進めます。 また、適切な防犯設備や照明機器の設置を行い、事故や犯罪の観点からも安全な環境整備に取り組みます。

推進施策(2)こども・若者が暮らしやすいまちをつくる

施策	内容
①学びに係る支援の提供	奨学金制度情報等、若者の学びに資する支援情報について、広く情報を集め、町内での周知に努めます。
②経済的支援の充実	大学等を卒業後に町内事業所に就業する者で、町内に定住し、奨学金の返還を行う者に対し補助金を交付することにより、若者の定住促進を図ります。
③創業・継承に関する支援	町の産業振興及び活性化を図ることを目的として、条件を満たす町内で創業・継承する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。
④居住に関する支援の提供	能登町に住んでよかったと感じながら能登の暮らしを受け継ぐため、ライフステージ毎の住環境の課題の解決に資する必要な経費の一部を助成し、定住促進を図ります。 また、町外から定住する意思をもって移住する世帯に対して、家賃の一部を助成する等の支援を行います。

推進施策(3)こども・若者の声を聴く仕組みをつくる

施策	内容
①こども・若者の意見を聴く機会の設置 及び若者が意見を述べやすい 環境づくり	こども・若者の現況・課題を把握し、各種の町の施策に反映するため、定期的にアンケート調査を実施するほか、こども・若者が相談・意見表明しやすい多様な機会を設けます。

第5章 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本計画では、本町が定める区域ごとに、幼児期の教育・保育事業、地域型保育、地域の子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」「確保の方策」を記載することが求められています。

町が定めたその区域において、教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案したところ、引き続き、「町全域」を1つとして提供区域を設定します。

対象事業	対象区域
教育・保育の提供区域	町全域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域	町全域
(1)延長保育事業(時間外保育事業)	
(2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育)	
(4)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	
(5)地域子育て支援拠点事業	
(6)一時預かり事業	
(7)病児・病後児保育事業	
(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
(9)利用者支援事業	
(10)妊婦健康診査	
(11)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
(12)養育支援訪問事業	
(13)産後ケア事業	
(14)子育て世帯訪問支援事業(子育て応援ヘルパー事業)	
(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(16)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
(17)児童育成支援拠点事業	
(18)親子関係形成支援事業	
(19)妊婦等包括相談支援事業	

2 量の見込みの推計の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果等、町内の現況を参考としながら、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

(1)本計画における人口の推計

住民基本台帳による年齢別人口集計から、今後の出生傾向、増減傾向等を算出し、年齢別に今後の人口を下記のように推計しています。

■本町人口の推計(11歳以下)

単位：人

		実績						推計							
		令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
就学前児童	0歳	55	74	49	55	30	29	27	25	24	23	21	20	19	18
	1歳	64	53	72	51	50	25	27	25	24	23	21	20	19	18
	2歳	51	63	54	70	47	51	25	27	25	23	22	21	20	18
	3歳	76	55	65	53	68	45	52	25	27	25	24	22	21	20
	4歳	72	75	54	66	53	67	44	51	25	27	25	23	22	21
	5歳	62	71	74	54	62	53	66	44	50	24	26	24	23	22
小計		380	391	368	349	310	270	241	197	175	145	139	130	124	117
小学生	6歳	77	62	70	73	53	58	52	65	43	49	24	26	24	23
	7歳	81	79	63	71	70	52	58	52	65	43	49	24	26	24
	8歳	83	80	80	64	70	67	52	58	51	64	43	49	24	26
	9歳	85	84	80	80	62	70	67	52	57	51	64	42	49	23
	10歳	81	83	82	79	77	59	68	65	50	56	50	62	41	47
	11歳	95	82	84	84	76	77	59	68	65	50	56	50	62	41
小計		502	470	459	451	408	383	356	360	331	313	286	253	226	184
計		882	861	827	800	718	653	597	557	506	458	425	383	350	301

(資料：住民基本台帳)

(2)各種サービスに係る見込み量

サービス対象となるこどもの人口を(1)で求めた該当年齢層とし、当該サービスに係るこれまでの利用実績やニーズ調査等から読み取れる傾向を考慮して、利用係数を設定し算出しています。

3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと提供体制

幼児期の教育・保育事業は、就学前児童が各種の子育て施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号認定	【教育標準時間認定】 こどもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定	【保育認定 満3歳以上】 こどもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	【保育認定 満3歳未満】 こどもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 地域型保育事業所

■教育施設の量の見込みと確保の状況

(単位:人)

推計値	令和7年度 (2025)					令和8年度 (2026)					令和9年度 (2027)				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	239					214					173				
	2	161	8	19	49	2	160	4	24	24	2	119	4	22	26
②確保の状況	287					266					226				
特定教育・保育施設	20	180	9	24	54	20	180	6	30	30	20	140	6	30	30
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	18	19	1	5	5	18	20	2	6	6	18	21	2	8	4
施設数	5					5					5				

推計値	令和10年度 (2028)					令和11年度 (2029)				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	169					123				
	1	119	4	21	24	1	76	4	20	22
②確保の状況	226					180				
特定教育・保育施設	20	140	6	30	30	20	100	6	24	30
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	19	21	2	9	6	19	24	2	4	8
施設数	5					5				

見込み数は各年度当初とし
途中入所分を確保状況に
想定するものとなります。

確保方策

町内の認定こども園5か所に対応します。

本町においては、こどもの数が減少していく見込みですが、全国的な状況と同じく女性の就業率が増加傾向にあり、0歳児や1歳児のニーズは継続的に高水準になると見込まれます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1)延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けたことについても、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育の延長が必要な場合において、認定こども園(保育所)等で実施する事業です。

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (人日)	21	19	15	13	11
(箇所)	1	1	1	1	1
②確保の状況 (人日)	21	19	15	13	11
(箇所)	1	1	1	1	1
乖離(②-①) (人日)	0	0	0	0	0
(箇所)	0	0	0	0	0

確保方策

町内の認定こども園(保育所)で対応します。

(2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

推計値	単位:人/月				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	—	4	3	3	4
②確保の状況	—	5	4	4	4

確保方策

町内で寄せられる声からニーズを想定しています。

令和8年度から実施します。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育)

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

単位:人

推計値(町全域)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	88	73	78	69	67
1年生	30	24	30	20	23
2年生	17	20	18	22	15
3年生	17	13	15	13	16
4年生	13	9	7	8	7
5年生	5	5	5	4	4
6年生	6	2	3	2	2
②確保の状況	88	73	78	69	67
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

町内の放課後児童クラブで対応します。

受け入れについては、利用者個々の事情にも応じて柔軟に対応します。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないときに、児童養護施設等で短時間こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。

宿泊を伴うショートステイ事業と、午後10時まで預かるトワイライトステイ事業があります。

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み ショート	1	1	1	1	1
トワイライト	0	0	0	0	0
②確保の状況 ショート	1	1	1	1	1
トワイライト	0	0	0	0	0
乖離(②-①) ショート	0	0	0	0	0
トワイライト	0	0	0	0	0

確保方策

あすなろ学園(穴水町)で対応できるよう対応を継続していきます。

(5)地域子育て支援拠点事業

身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる場を開設し、遊び場の提供、育児情報の提供、育児相談、育児に役立つセミナー・各種講座の開催、子育てサークルの支援等に取り組む事業です。

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,806	1,681	1,557	1,494	1,432
②確保の状況	1,806	1,681	1,557	1,494	1,432

確保方策

児童センター(こどもみらいセンター)で対応します。

(6)一時預かり事業

①一時預かり(幼稚園型・1号認定の児童が対象)

認定こども園に在籍している満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり事業です。教育時間の前後や長期休業期間中などに利用できます。

②一時預かり(幼稚園型以外・未就園児が対象)

保護者の就労やその他の突発的な事情、育児疲れ等を理由に、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かる事業です。

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み 幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	21	18	16	15	15
②確保の状況 幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	21	18	16	15	15
乖離(②-①) 幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	0	0	0	0	0

確保方策

① ニーズがあった場合には、町内の認定こども園(保育所)にて対応します。

② 町内の認定こども園(保育所)等で対応します。

(7)病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、疾病中のこども(病児)や病気の回復期にあって、集団保育が困難なこども(病後児)を、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育等する事業です。

単位:人/年

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	0	1	1	1	1

確保方策

宇出津総合病院での病児・病後児保育事業の実施を検討します。

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センター事業は、生後6ヶ月から小学校3年生までの児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人(利用会員)と当該援助を行うことを希望する人(サポート会員)との連絡、調整を行い支援する事業です。

単位:人/年

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1

確保方策

サポート会員の確保に努め、ニーズが発生した場合、適切に対応できるよう努めていきます。

(9)利用者支援事業

こどもや保護者が的確な情報を得られるよう、地域における多様な子育て支援事業の情報を一元的に把握し、提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

単位:箇所

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(人日)	1	1	1	1	1
②確保の状況(箇所)	0	0	0	0	0
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

こども家庭センター(健康福祉課)で実施します。

こども家庭センターでは、こどもに関する窓口を一元化して子育てに関する相談をはじめ、子育て情報の発信を行います。

(10)妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができるよう、助成を行うものです。現在、年14回、及び予定日を超えた場合の助成を行っています。

単位:延人/年

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	279	259	244	234	219
②確保の状況	279	259	244	234	219

確保方策

石川県内の産婦人科の病院または診療所及び助産所で受診できる体制を維持します。

(11)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の支援を行います。

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	29	27	25	24	23
②確保の状況	29	27	25	24	23

確保方策

こども家庭センター(健康福祉課)が、関係機関等と連携しながら実施していきます。

(12)養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等が訪問し、具体的な養育に対する指導助言を行うことで、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業です。

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の状況	4	4	4	4	4

確保方策

こども家庭センター(健康福祉課)が、関係機関等と連携しながら実施していきます。

(13)産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対し、助産師等の専門職が、心身を休めながら育児の知識を身につけてもらえるようサポートを行うものです。病院等へ数日宿泊する宿泊型もしくは病院等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	0	1	1	1	1

確保方策

関係機関等と連携しながら実施していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業(子育て応援ヘルパー事業)

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、また支援を要するヤングケアラー等の自宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1

確保方策

関係機関等と連携をしながら実施していきます。

ニーズに対応し得る他の事業等との連携を行いながら、引き続き利用しやすい環境づくりに努めます。

(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

今後各世帯の状況を勘案し、低所得者の負担を軽減できるよう対応していきます。

(16)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

現在、町内に対象となる事業者はありませんが、新規参入しようとする法人等の情報があった場合には、必要な対応を行うものとします。

(17)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

確保方策

支援が必要な児童生徒の把握に努め、事業の実施を検討していきます。

(18)親子関係形成支援事業

児童との関わり方、子育て等に不安を抱える保護者とその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や助言を行い、また同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる情報交換の場を設け、親子間の適切な関係性構築を図るための事業です。

確保方策

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(19)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦やその家族に寄り添い、出産・子育て等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

確保方策

町内で妊娠した方からのニーズを量りながら、状況に即した情報提供に努めつつ、サービスの提供方法を検討していきます。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

本町では、第2期までにすべて認定こども園への移行が完了しており、多様な保護者ニーズに対応できるよう、乳幼児期に必要な教育・保育を提供できる体制が整っています。現在は、町内での認定こども園は5園体制となっており、うち3園が町立、他の2園は民間による運営となっています。引き続き、地域ごとの園児数の推移や保護者のニーズをとらえ、認定こども園の適正な配置や定員計画を保っていきます。

また、住民が希望する教育・保育ニーズに応えられるよう、近接する市町と連携を図り、迅速な調整に努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園は、その他の地域子ども・子育て支援事業のサービス提供主体とも密接な連携が必要です。本町においてはそうした関係機関の連携が円滑に行えるよう努めていきます。

加えて、教育・保育を利用することもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 能登町子ども・子育て会議の設置

本町では、こどもの保護者や事業主を代表する者、事業に従事する者、学識経験のある者から構成される「能登町子ども・子育て会議」を設置し、PDCAサイクルに基づき、本計画の施策の実施状況や指標の達成状況について報告・評価を行い、改善点を検討します。

また、各地域における取組などの情報交換の場としても活用していきます。

(2) 関係機関等との連携

本計画の推進には、庁内関係各課、民生児童委員や子育てに関係する組織や団体等との連携が不可欠です。町民に対して積極的に情報提供を行いながら、町と認定こども園、学校、各種団体、地域住民とともに計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

「能登町子ども・子育て会議」において、各年度における施策の実施状況(教育・保育施設の認可等の状況を含む。)等について点検、評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、必要に応じ計画期間の中間年に当たる令和9年度に計画の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

資料編

1 能登町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 11 月 18 日

告示第 52 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第2項において「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、能登町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)、事業主を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年1月 26 日告示第3号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 能登町子ども・子育て会議委員名簿

能登町子ども・子育て会議委員

(任期:令和7年5月1日～令和9年3月31日)

氏名	区分	所属団体・役職	備考
吉壘 ゆかり	子どもの保護者	うしつ保育所保護者会会長	
橋本 武蔵	子どもの保護者	松波こども園保護者会会長	
玉地 大輔	子どもの保護者	能登町PTA連合会副会長	
山崎 英人	事業主を代表する者	社会福祉法人内浦福祉会理事長	会長
濱田 孝昭	事業主を代表する者	能登町社会福祉協議会事務局長	会長職務代理
豊原 和代	事業に従事する者	能登町まつなみキッズセンター指定管理者 あっぱる代表	
濱田 知子	事業に従事する者	能登町こどもみらいセンター館長	
本谷 まゆみ	学識経験のある者	能登町母子保健推進委員代表	
脊戸 美知代	学識経験のある者	能登町主任児童委員	
水元 智子	その他	能登町保育士会会長	

3 計画策定経過

日 時	協議の内容等
令和7年6月24日 午後1時30分～3時 能登町内浦総合支所	第1回能登町子ども・子育て会議 (1)計画策定の概要について (2)計画に係る各種アンケート調査について (3)計画策定に係るスケジュールについて
令和7年10月24日 午後2時～3時30分 能登町役場	第2回能登町子ども・子育て会議 (1)アンケート集計に係る報告 (2)骨子案について (3)今後のスケジュールについて (4)「こども誰でも通園制度」について
令和8年1月7日 午後1時30分～2時 能登町役場	第3回能登町子ども・子育て会議 (1)素案について (2)今後のスケジュールについて
令和8年2月16日 ～3月6日	パブリックコメントの実施
令和8年3月13日 午後1時30分 ～2時30分 能登町役場	第4回能登町子ども・子育て会議 (1)計画(案)について (2)特定教育・保育施設の利用定員の変更について (3)令和8年度認定こども園・放課後児童クラブ利用者数について (4)令和8年度当初予算(子ども子育て関連)について

能登町こども計画

令和8年3月

能登町健康福祉課

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

TEL:0768-62-8513/FAX:0768-62-8506